

荒尾市こども計画

(素案)

令和7年1月

荒尾市

目次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	4
第 2 章 こども・若者を取り巻く現状	5
1. こども・子育て支援をめぐる法令・制度等の動向.....	5
2. 統計からみる荒尾市の現状	7
3. アンケート調査結果のまとめ	21
4. こどもの意見のまとめ	27
5. 関係団体等へのヒアリング調査のまとめ	29
6. 荒尾市のこども・若者に関する現状と今後の方向性.....	32
第 3 章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の基本理念	37
2. 重点化の視点	38
3. 計画の基本目標	39
4. 計画の施策体系	40
第 4 章 計画の内容	41
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた地域・環境づくり.....	41
基本目標2 こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心につながる 子育て、保育・教育の充実....	48
基本目標3 こども・若者等の心身の健康づくり.....	57
基本目標4 若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実.....	65
基本目標5 さまざまなこども・若者及びその家庭に配慮した支援の充実.....	69
第 5 章 量の見込みと確保方策	78
1. 教育・保育提供区域の設定	78
2. 教育・保育事業	78
3. 地域子ども・子育て支援事業	81
第 6 章 計画実現のために	90
1. 計画の推進体制	90
2. 進捗状況の点検と評価・公表	92

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組などが展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校保育・教育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、荒尾市（以下「本市」という。）においても、平成 27 年に「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主として取組を進めました。また、令和 2 年に策定した「第 2 期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもの虐待防止対策方針」と「子どもの貧困対策計画」を包含し、虐待や貧困から子ども達を守る取組の推進を行ってきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「荒尾市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、令和 6 年度に計画期間が満了となる「第 2 期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第 3 期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」また、国から示されているように「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」「市町村子ども・若者計画」等のこどもに関する計画を包含し、一体的に策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本市の最上位計画である「荒尾市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

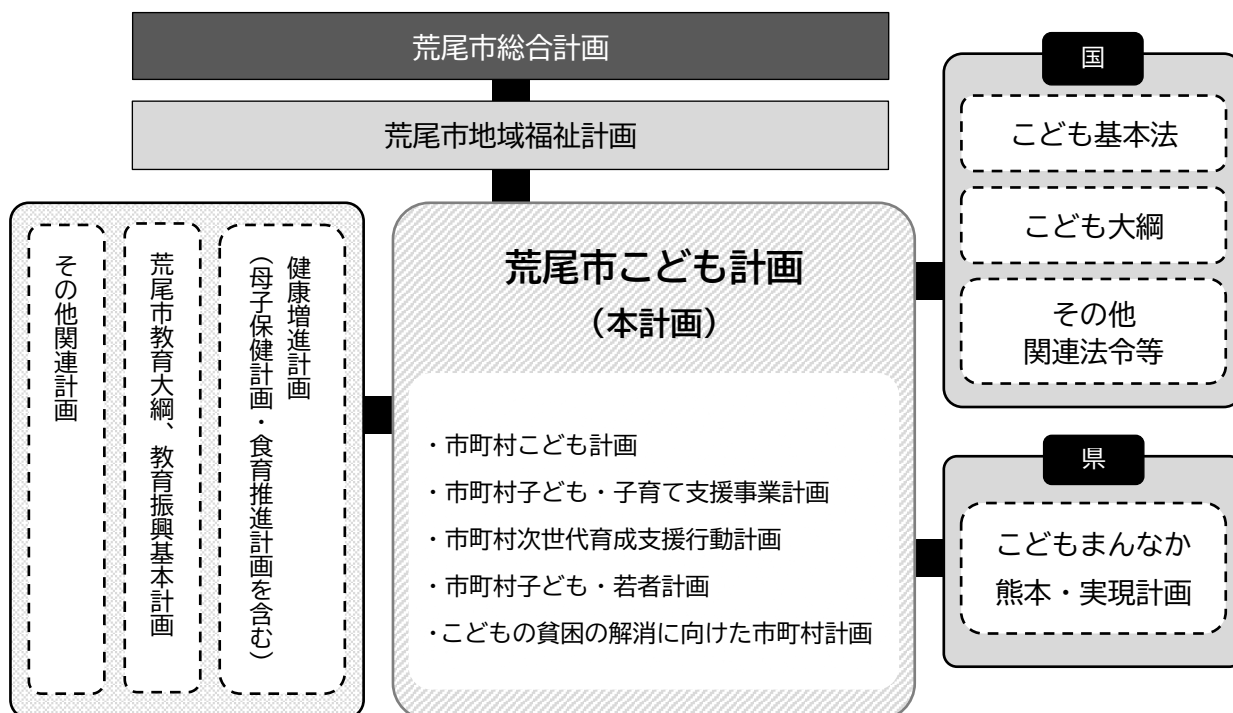
◆包含する計画と根拠法

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」

◆関係法令（こども基本法）抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

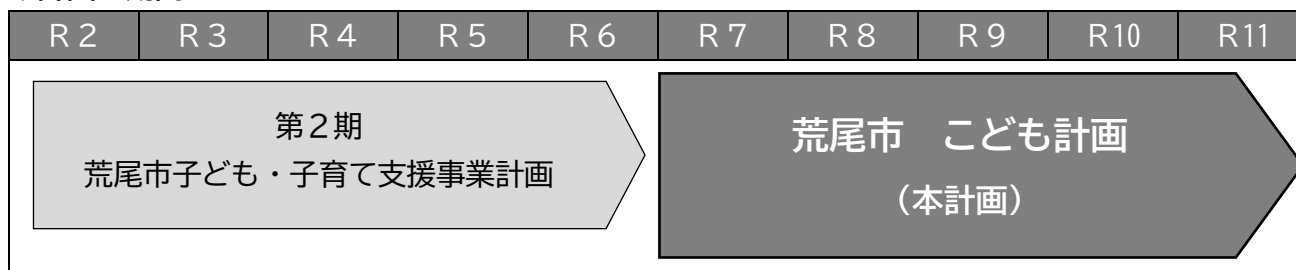
◆計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

◆計画の期間



4. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとします。「若者」については、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

◆「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している*。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

5. 計画の策定体制

本計画は、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者、子育て支援団体等から施策への意見を幅広く聴取するとともに、計画内容について各会議体において審議を行い、策定しました。

（１）荒尾市子ども・子育て会議

こども・若者の育成や子育て支援に関する有識者や関係者等で構成される「荒尾市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見をうかがいながら策定しました。また、国の方針を踏まえ、審議の過程において市内在住の大学生や高校生を増員するなど、若者の意見が反映される体制のもと、会議の運営を行いました。

（２）庁内作業部会

庁内関係部署による「庁内作業部会」を設置し、各所管部署間で連携しながら効率的な策定作業を行いました。

（３）アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、こども・若者や子育て当事者の生活の状況、ニーズ等の把握を目的として、「未就学児童の保護者」、「小学生児童の保護者」、「小学５年生・中学２年生児童・生徒」、「小学５年生・中学２年生児童・生徒の保護者」、「こども・若者（１６～３９歳市民）」を対象として、アンケート調査を実施しました。

（４）グループインタビュー調査の実施

こども基本法にのっとり、こども・若者の意見を聞き、反映させることを目的に市内の小学校、中学校、高校、特別支援学校高等部の代表児童・生徒を対象にグループインタビューを実施しました。

（５）ヒアリング調査の実施

こども・若者への支援を実施している機関・団体の従事者に対し、日ごろの活動状況や活動の際の課題、それぞれの機関・団体から聞く困りごとや見て感じる困りごと等を把握するとともに、機関・団体を通して声を聞かれにくいこどもの意見の聴取を目的として、ヒアリング調査を実施しました。

（６）パブリックコメントの実施

※実施後に記載

（７）こどもパブリックコメントの実施

※実施後に記載

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1. こども・子育て支援をめぐる法令・制度等の動向

◆第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画期間中（令和2年度～令和6年度）における主な動向

年度	月	種別	法令・制度等
令和2年度	5月	▼	「第4次少子化社会対策大綱」策定
	12月	▼	「全世代型社会保障改革の方針」決定
		◇	「新子育て安心プラン」公表
令和3年度	4月	■	「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」決定
	5月	◇	「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正
	12月	☆	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
令和4年度	12月	◇	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
	3月	▼	「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表
令和5年度	4月	☆	「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行
	12月	☆	「こども大綱」決定 ⇒「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」の3大綱が一本化
令和6年度	9月	●	「こどもの貧困対策の推進に関する法律」改正
	10月	◇	「子ども・子育て支援法」改正

※種別…◇子ども・子育て関連 ●貧困対策関連 ■こども・若者関連 ☆こども基本法関連 ▼その他

◆こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念（抜粋）】

- 1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

◆こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

-----こどもまんなか社会-----

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」のこと。

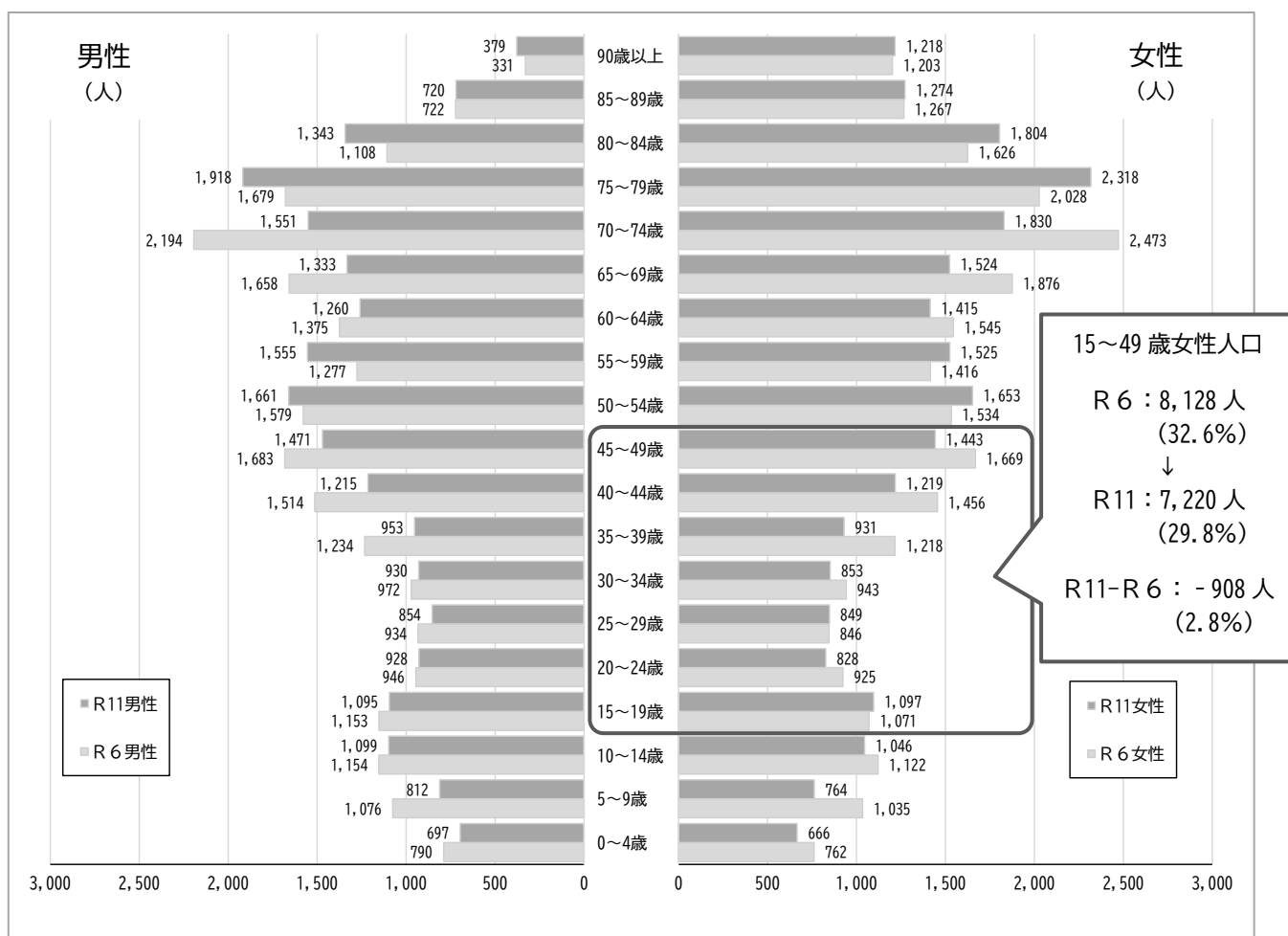
2. 統計からみる荒尾市の現状

(1) 人口の動態

①人口ピラミッド

令和6年3月末時点（実績）と令和11年3月末時点（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりとなっています。

合計特殊出生率の算定対象である15～49歳女性人口は、この5年間で909人減少すると見込まれます。



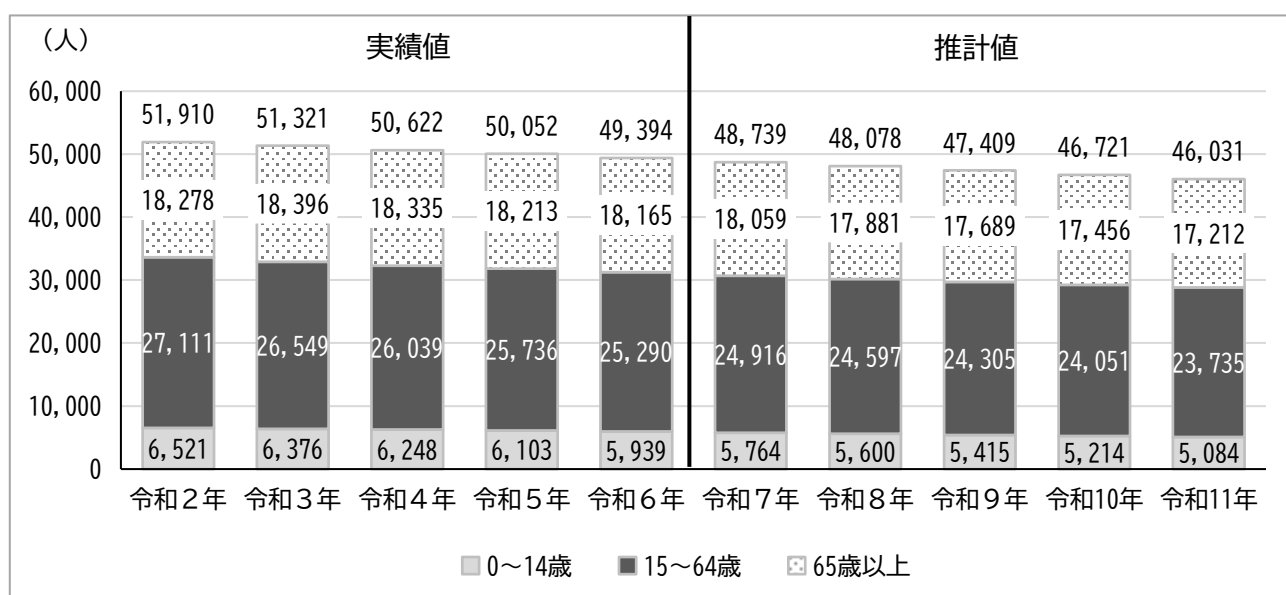
出典：令和6年実績値は住民基本台帳（3月末時点）

令和11年推計値は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

②総人口の推移・推計

総人口の推移状況は、令和2年の51,910人から減少が続き、令和6年には49,394人と50,000人を下回りました。今後5年間の推計値をみると、減少傾向は続き、令和11年においては令和6年と比べると3,363人減少する見込みです。

年齢3区分別の内訳をみると、どの区分においても人口は減少しており、特に「0～14歳」は、今後の予測において令和6年人口を基準とした令和11年の人口の増減率が-14.4%でほかの年齢区分に比べ、高い割合で減少していく見込みです。



	実績値					推計値					R6⇒ R11 増減率
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	
0～14歳	6,521	6,376	6,248	6,103	5,939	5,764	5,600	5,415	5,214	5,084	-14.4%
15～64歳	27,111	26,549	26,039	25,736	25,290	24,916	24,597	24,305	24,051	23,735	-6.1%
65歳以上	18,278	18,396	18,335	18,213	18,165	18,059	17,881	17,689	17,456	17,212	-5.2%
総人口	51,910	51,321	50,622	50,052	49,394	48,739	48,078	47,409	46,721	46,031	-6.8%

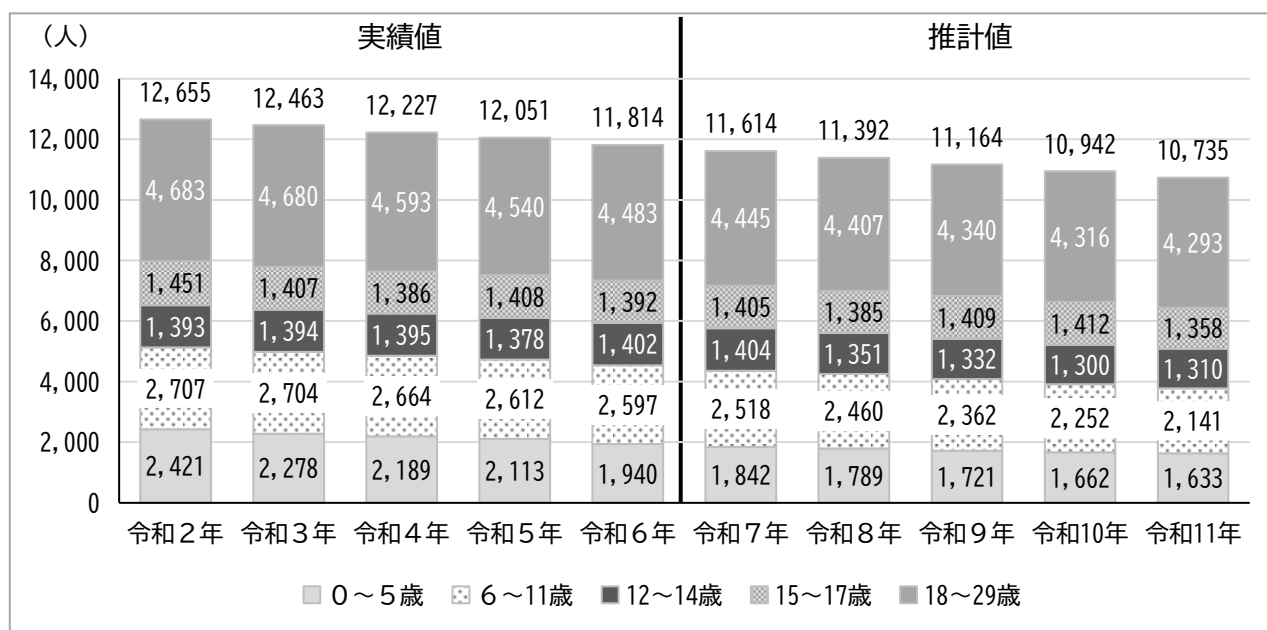
出典：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年3月末時点）

令和7年から令和11年は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

③こども・若者（0～29歳）の人口の推移・推計

こども・若者（0～29歳）の人口は、減少傾向で推移しており、今後も減少傾向が続く見込みです。

こども・若者の人口の年齢階級別の内訳をみると、「0～5歳」と「6～11歳」が特に減少の傾向が強いことが分かります。

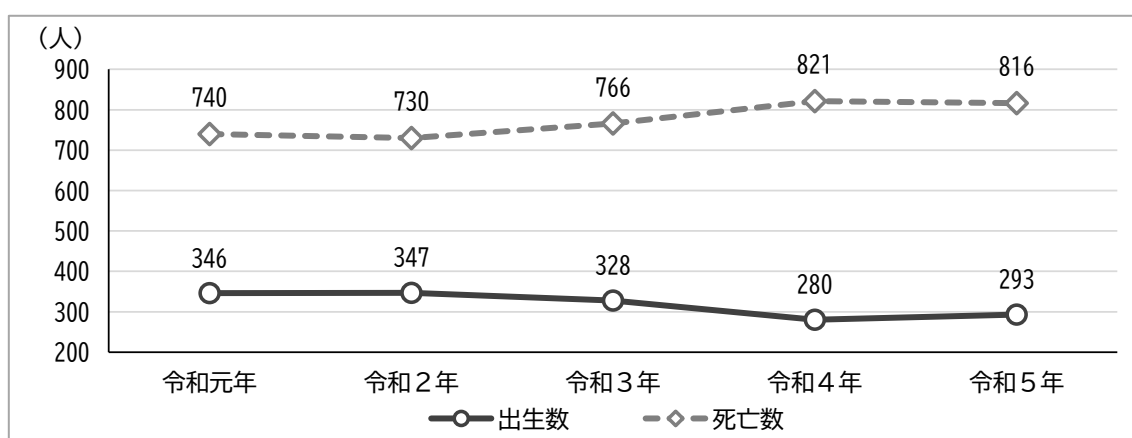


出典：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年3月末時点）

令和7年から令和11年は令和2年から令和6年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

④自然動態—出生数と死亡数の推移—

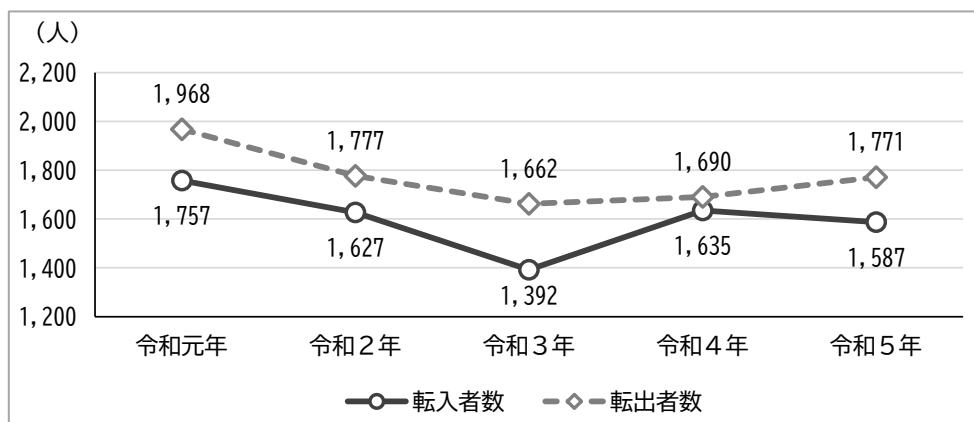
出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向での推移が続いています。令和5年は、出生数293人に対し死亡数816人と、523人の自然減となっています。



出典：熊本県推計人口調査結果報告（年報）

⑤社会動態—転入者数と転出者数の推移—

転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。令和5年は転入者数 1,587 人に対し、転出者数 1,771 人と、184 人の社会減となっています。



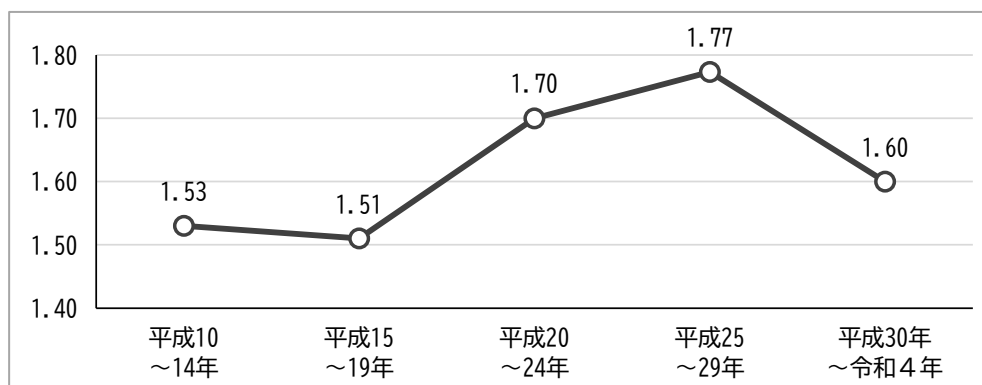
出典：熊本県推計人口調査結果報告（年報）

⑥合計特殊出生率の状況

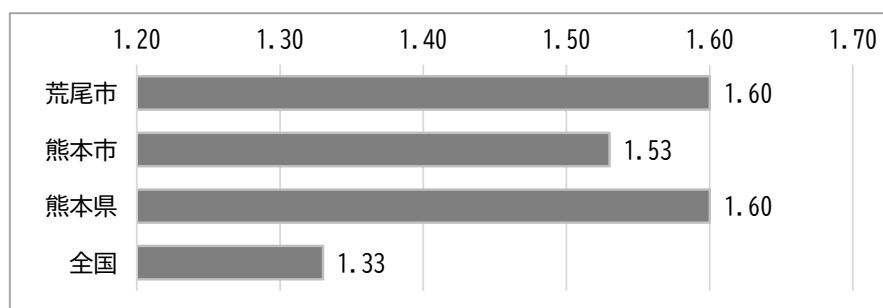
平成 20～24 年と平成 25～29 年は上昇が続いていましたが、平成 30 年～令和 4 年は、1.60 と平成 25～29 年に比べ 0.17 ポイント低下しました。

平成 30 年～令和 4 年を全国・熊本県・熊本市と比較すると、熊本県は同じ 1.60 で全国と熊本市より上回っている状況です。

◆合計特殊出生率の推移



◆全国・熊本県・熊本市との比較（平成 30 年～令和 4 年）

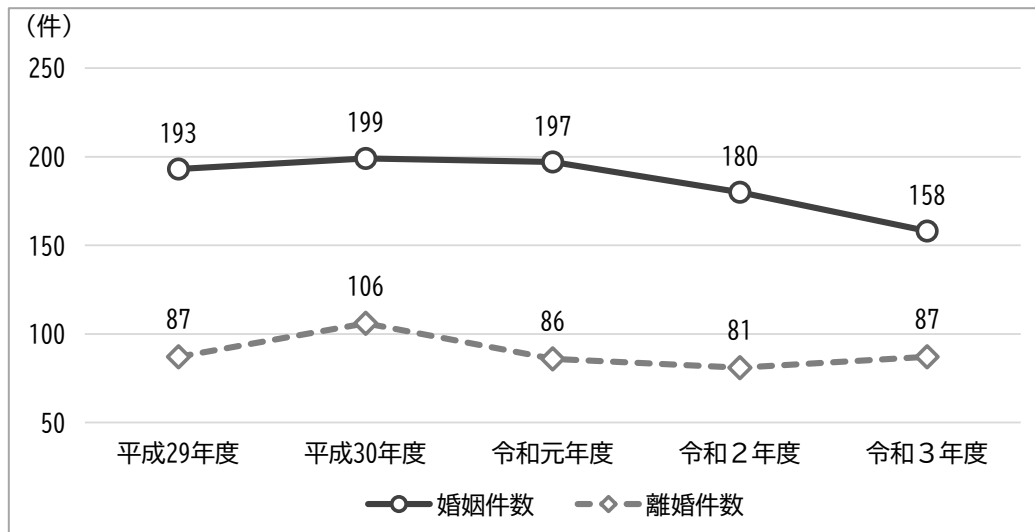


資料：人口動態統計特殊報告

(2) 婚姻の状況

①婚姻・離婚件数の推移

平成29年度から令和3年度の5年間の平均婚姻件数は、185.4件、平均離婚件数は89.4件となっており、毎年、婚姻件数の半数程度の離婚が発生していることが分かります。

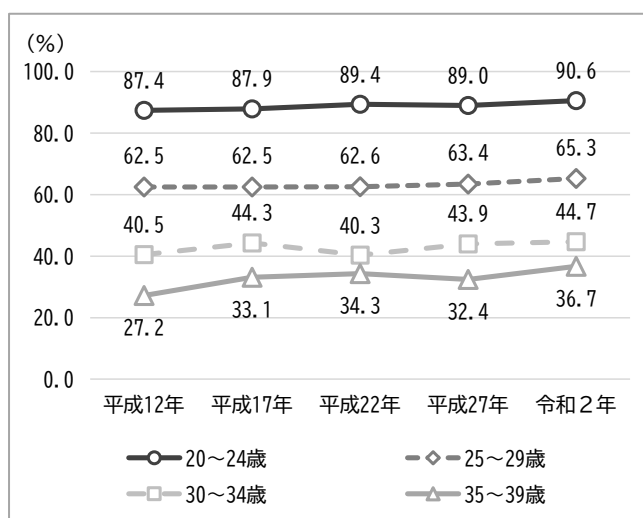


出典：社会・人口統計体系

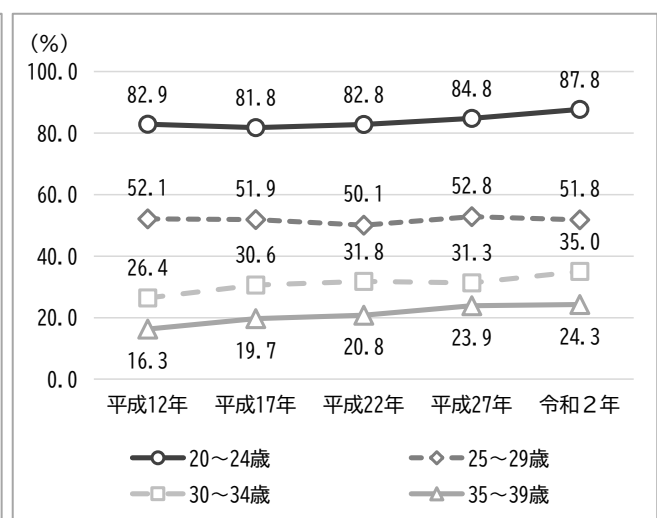
②未婚率の推移

未婚率について性・年齢階級別にみると、平成12年と令和2年を比較すると、「25～29歳の女性」以外の全ての区分で増加しています。令和2年時点では、30代後半において男性の約3人に1人、女性の約4人に1人が未婚となっています。

◆男性



◆女性

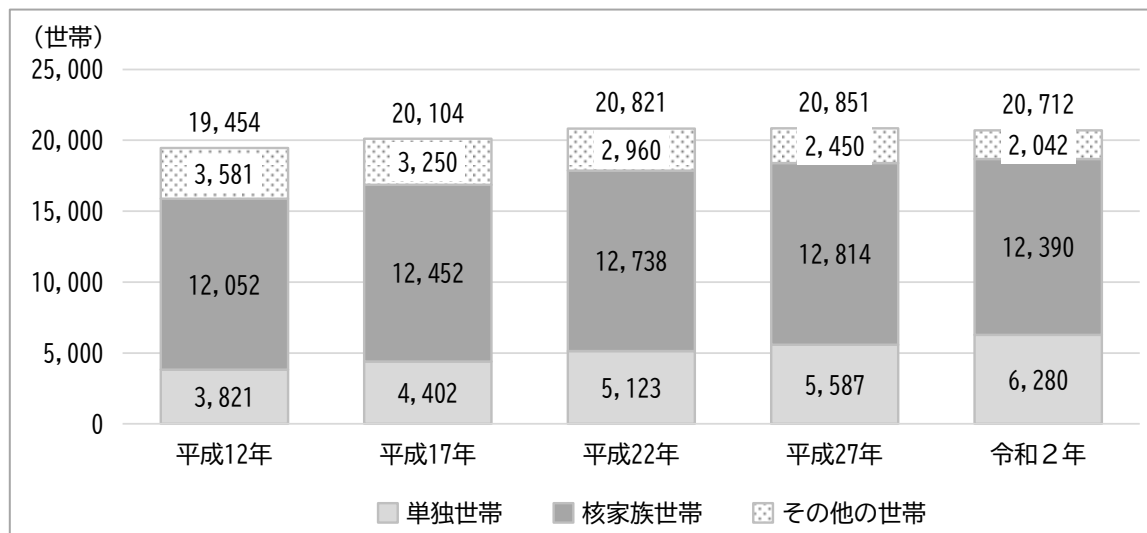


出典：国勢調査

(3) 世帯の状況

①一般世帯構成の推移

一般世帯総数と核家族世帯数は同様の傾向で増減が推移していますが、単独世帯数は増加、三世代家族を含むその他の世帯数は減少が続いています。

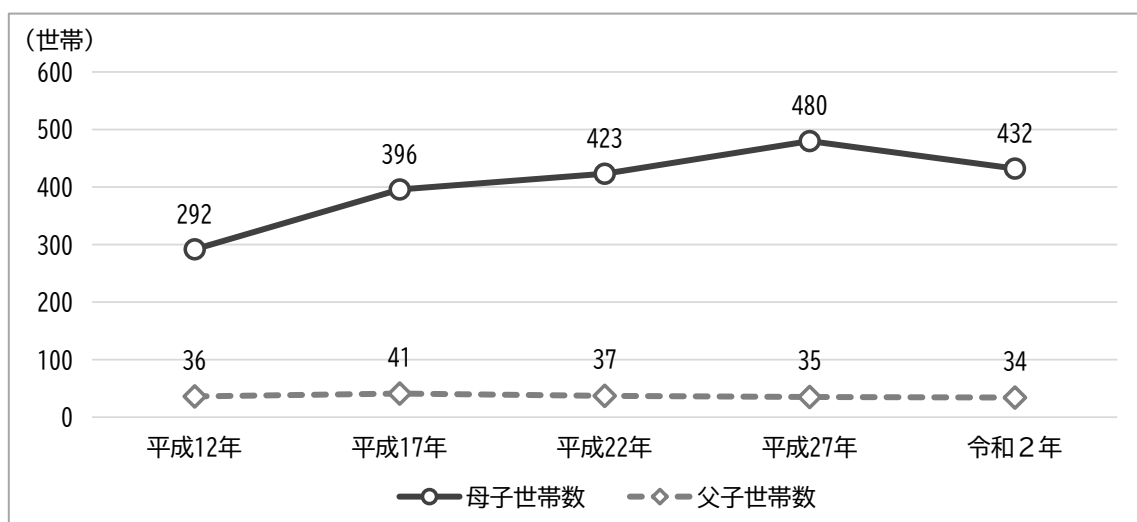


出典：国勢調査

②母子・父子世帯数の推移

母子世帯数は、平成12年から平成27年までは増加傾向で推移が続き、平成27年は480世帯でしたが令和2年は432世帯で48世帯減少しました。

父子世帯数は、ほぼ横ばいで推移しています。



出典：国勢調査

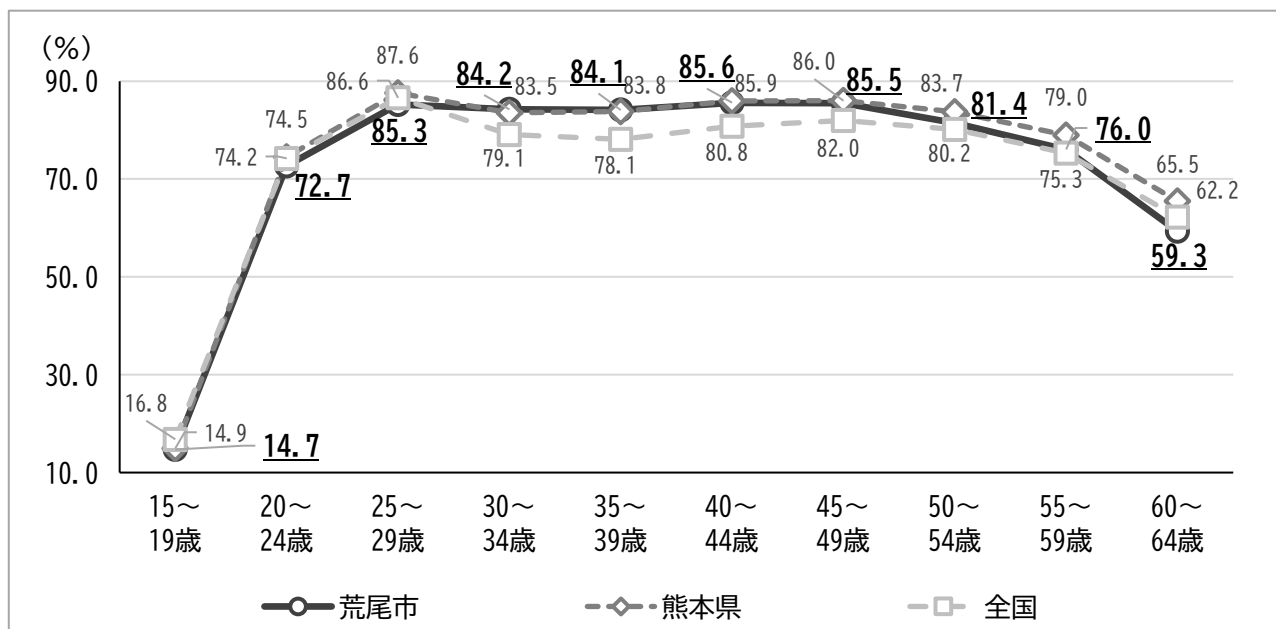
(4) 就労等の状況

①女性の年齢階級別労働力率（令和2年）

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、全国や熊本県に比べ、低下する割合は低くなっており、結婚・出産後も働き続けている、または働き続ける意思がある女性が多いことが分かります。

平成27年と比較すると、「25～29歳」から「30～34歳」の減少状況は、平成27年が0.5ポイント減少、令和2年が1.1ポイント減少と減少割合は増加していますが、全体の女性の労働力率が上昇していることが要因と考えられます。

◆全国・熊本県との比較



◆平成27年との比較

単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
H27年	11.7	70.0	76.5	76.0	77.0	79.7	80.5	79.0	66.8	47.1
R2年	14.7	72.7	85.3	84.2	84.1	85.6	85.5	81.4	76.0	59.3

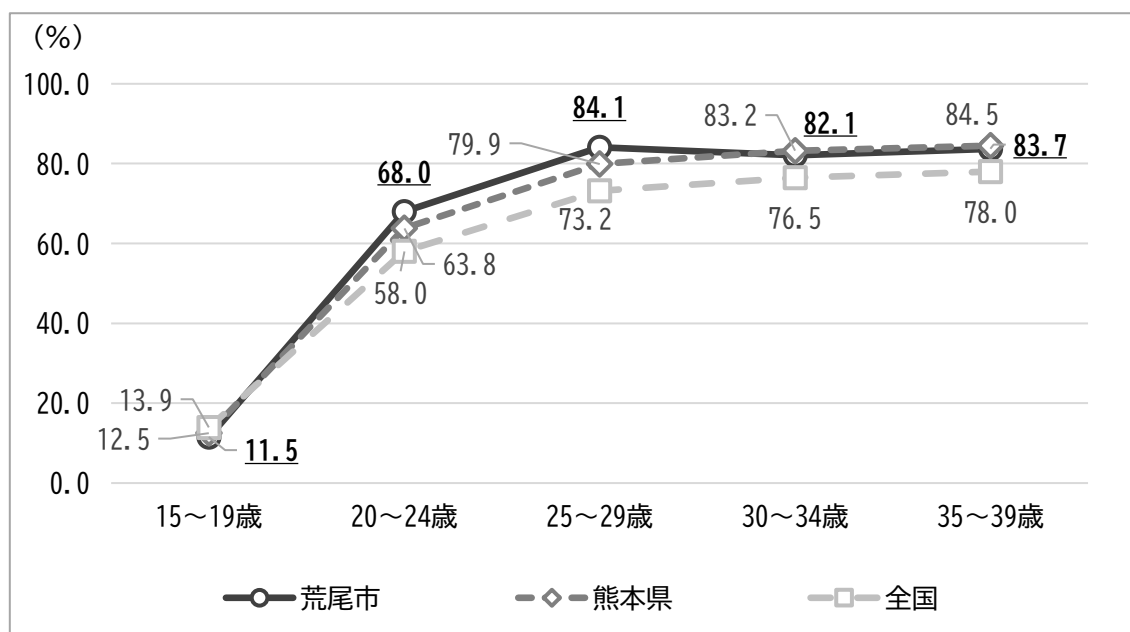
出典：令和2年国勢調査

②若者の年齢区分別就業率（令和２年）

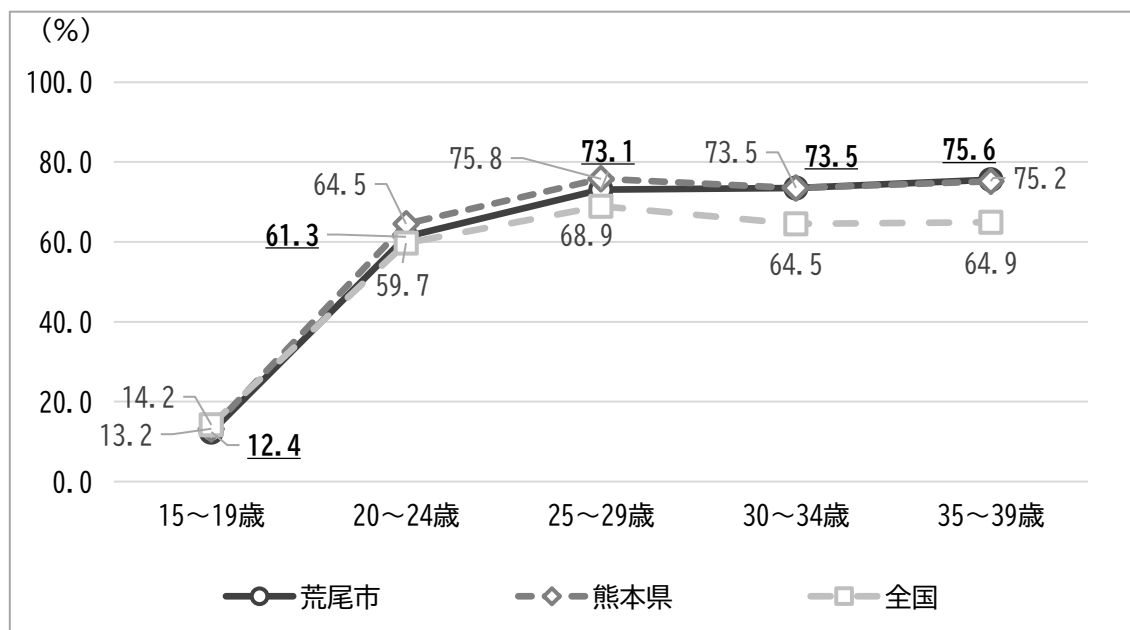
年齢区分別の就業率をみると、男性の20代では全国と熊本県を上回っていますが、30代では熊本県を下回っています。

女性の20代では熊本県を下回っていますが、30代では熊本県以上となっています。

◆男性



◆女性



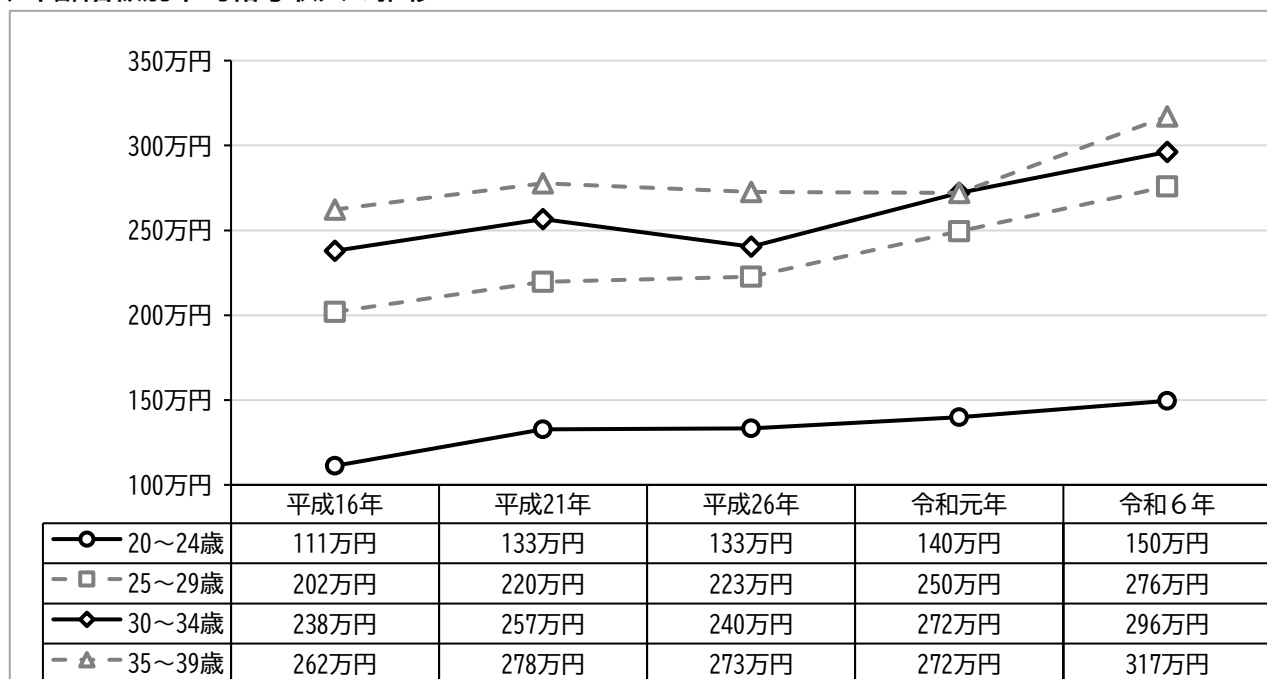
出典：令和２年国勢調査

③若者の収入の状況

年齢階級別平均給与収入の推移は、増加傾向で推移しています。35～39歳の平均給与収入は、令和6年に300万円を超えました。

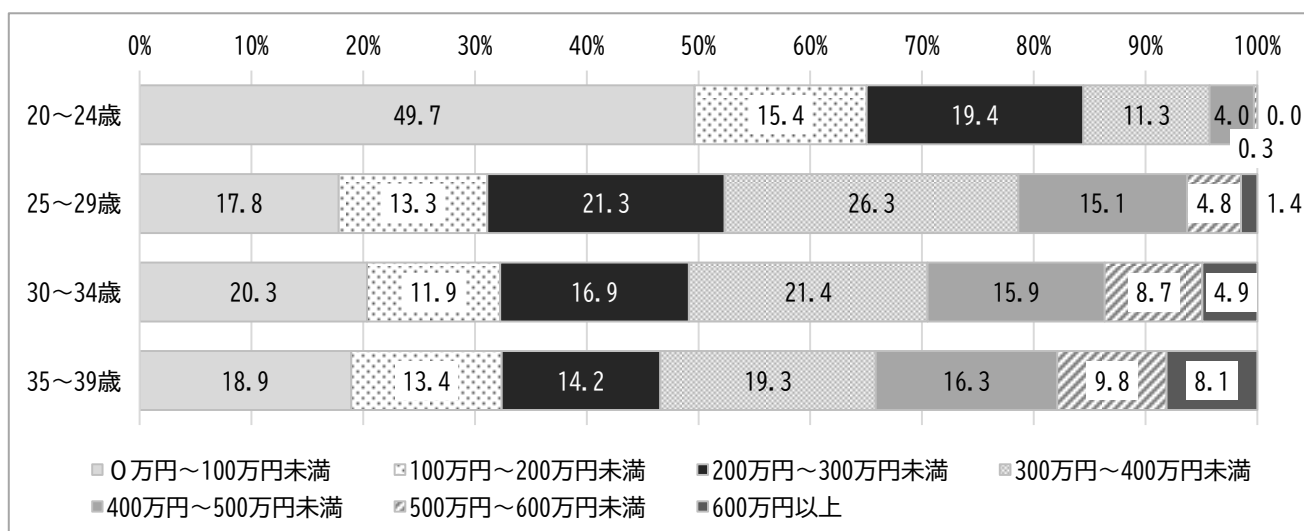
令和6年の給与収入の状況をみると、20代では300万円未満が半数以上となっています。また、35～39歳では、「300万円～400万円未満」に次いで「0万円～100万円未満」が多くなっています。

◆年齢階級別平均給与収入の推移



出典：課税台帳

◆年齢階級別にみた給与収入の状況（令和6年）



出典：課税台帳

(5) 支援が必要なこどもの状況

①要保護・準要保護児童・生徒数

準要保護児童・生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度に比べ、128人増加しました。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童・生徒数	53	42	42	41	31
準要保護児童・生徒数	504	481	561	595	632

出典：荒尾市教育委員会

②生活困窮世帯のこどもの学習支援事業の利用者数

生活困窮世帯のこどもの学習支援事業の利用者数は以下のとおりです。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14	14	16	20	16

出典：荒尾市福祉課

③各種相談の状況

各種相談件数の推移は以下のとおりです。令和5年度の合計件数は、前年度に比べ、32件減少しました。児童虐待の内訳では、心理的虐待の占める割合が多くなっています。

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談合計	132	113	65	101	59
身体的虐待	34	32	25	27	17
心理的虐待	53	47	34	52	26
ネグレクト	43	33	5	18	15
性的虐待	2	1	1	4	1
養護相談	34	32	39	19	26
保健相談	0	1	0	0	0
障害相談	2	6	1	1	0
非行相談	0	0	0	1	4
育成相談	17	21	9	3	6
その他	8	5	7	4	2
合計	193	178	121	129	97

出典：荒尾市すこやか未来課

※令和元年度と令和2年度は前年度以前の継続受理件数を含む。令和3年度以降は年度中の新規受理件数のみを計上。

(6) 保育・教育の状況

①市内の保育・教育施設定員数の状況

本市の各施設の定員数は、以下のとおりです。

令和6年4月1日時点、市内には幼稚園が1施設（私立：1施設）、保育所（園）が8施設（公立：1施設、私立：7施設）、認定こども園が8施設（私立幼稚園型：5施設、私立幼保連携型：3施設）あり、総定員数は2,040人となっています。

◆市内施設定員数

単位：人

事業区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園	0	0	50	50	50
公立	0	0	0	0	0
私立	0	0	50	50	50
保育所（園）	1,234	1,054	1,054	1,034	1,024
公立	55	55	55	55	55
私立	1,179	999	999	979	969
認定こども園・幼稚園型	617	601	601	601	551
公立	0	0	0	0	0
私立	617	601	601	601	551
認定こども園・幼保連携型	230	415	415	415	415
公立	0	0	0	0	0
私立	230	415	415	415	415
合計	2,081	2,070	2,120	2,100	2,040

出典：荒尾市子育て支援課（各年4月1日時点）

② 2号認定（3歳～5歳保育時間認定）・3号認定（0歳～2歳保育時間認定）の入所状況

2号・3号認定の入所児童数の合計は、令和2年から令和6年で210人減少しています。令和3年になかよし保育園が幼保連携型こども園に移行したことを受け、保育所（園）の入所児童数が減少し、認定こども園・幼保連携型の入所数が増加しました。

◆入所児童数（2号・3号認定）

単位：人

事業区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所（園）	1,238	1,045	988	962	906
公立	49	52	49	38	40
私立	1,134	941	899	878	822
広域公立	3	1	1	1	0
広域私立	52	51	39	45	44
認定こども園・幼稚園型	350	349	363	344	327
公立	0	0	0	0	0
私立	339	336	346	331	315
広域公立	0	0	0	0	0
広域私立	11	13	17	13	12
認定こども園・幼保連携型	172	319	309	317	317
公立	0	0	0	0	0
私立	168	316	304	306	310
広域公立	0	0	0	0	0
広域私立	4	3	5	11	7
合計	1,760	1,713	1,660	1,623	1,550

出典：荒尾市子育て支援課（各年4月1日時点）

③認定こども園・保育所（園）の入所状況（年齢別）

いずれの年齢区分においても、利用率は増加傾向で推移しており、認定こども園・保育所（園）のニーズが高まっていることがうかがえます。

◆年齢別入所児童数（2号・3号認定）

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	児童総数（人）	333	318	308	289	258
	入所児童数（人）	74	78	74	68	66
	利用率（％）	22.2	24.5	24.0	23.5	25.6
1歳	児童総数（人）	375	329	339	327	290
	入所児童数（人）	276	245	262	256	237
	利用率（％）	73.6	74.5	77.3	78.3	81.7
2歳	児童総数（人）	427	370	334	344	325
	入所児童数（人）	346	315	277	299	292
	利用率（％）	81.0	85.1	82.9	86.9	89.8
3歳	児童総数（人）	408	430	373	337	343
	入所児童数（人）	350	359	325	294	304
	利用率（％）	85.8	83.5	87.1	87.2	88.6
4歳	児童総数（人）	439	400	430	382	336
	入所児童数（人）	358	357	361	339	301
	利用率（％）	81.5	89.3	84.0	88.7	89.6
5歳	児童総数（人）	439	431	405	434	388
	入所児童数（人）	356	359	361	367	350
	利用率（％）	81.1	83.3	89.1	84.6	90.2
入所児童数合計（人）		1,760	1,713	1,660	1,623	1,550

出典：入所児童数は荒尾市子育て支援課（各年4月1日時点）、児童総数は住民基本台帳（各年3月末時点）

④ 1号認定（3歳～5歳教育標準時間認定）の入所状況

入所児童数の合計は令和2年から令和6年で57人減少しており、認定こども園における1号認定の入所の減少が続いています。しかし、令和4年に荒尾第一幼稚園が新制度幼稚園に移行したことに伴い、幼稚園の入所児童は、令和2年から令和6年で増加しています。

◆入所児童数（1号認定）

単位：人

事業区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園	2	4	49	46	35
公立	0	0	0	0	0
私立	0	0	44	43	34
広域公立	0	0	0	0	0
広域私立	2	4	5	3	1
認定こども園・幼稚園型	154	133	114	110	91
公立	0	0	0	0	0
私立	135	116	99	95	83
広域公立	0	0	0	0	0
広域私立	19	17	15	15	8
認定こども園・幼保連携型	75	62	59	53	48
公立	0	0	0	0	0
私立	40	38	43	37	34
広域公立	0	0	0	0	0
広域私立	35	24	16	16	14
合計	231	199	222	209	174

出典：荒尾市子育て支援課（各年4月1日時点）

⑤ 1号認定（3歳～5歳教育標準時間認定）の入所状況（年齢別）

入所児童数は、いずれの年齢区分においても減少傾向で推移しており、特に4歳は令和2年から令和6年で30人減少しました。

◆年齢別入所児童数（1号認定）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳					
児童総数（人）	408	430	373	337	343
入所児童数（人）	66	62	67	55	57
利用率（％）	16.2	14.4	18.0	16.3	16.6
4歳					
児童総数（人）	439	400	430	382	336
入所児童数（人）	80	55	88	69	50
利用率（％）	18.2	13.8	20.5	18.1	14.9
5歳					
児童総数（人）	439	431	405	434	388
入所児童数（人）	85	82	67	85	67
利用率（％）	19.4	19.0	16.5	19.6	17.3
入所児童数合計（人）	231	199	222	209	174

出典：入所児童数は荒尾市子育て支援課（各年4月1日時点）、児童総数は住民基本台帳（各年3月末時点）

3. アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査実施の概要

本計画の策定に向けて、こども・若者や子育て当事者の生活の状況、ニーズ等の把握を目的として、3種類のアンケート調査を実施しました。また、令和5年度に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活実態調査」から本市の学校に通う小学5年生・中学2年生とその保護者の回答結果を抜粋し、とりまとめを行いました。各種調査の概要については以下のとおりです。

① ニーズ調査

	未就学児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者から無作為抽出した1,000人	市内の小学校に通う小学生児童の保護者から無作為抽出した1,000人
調査期間	令和6年3月15日(金)～4月30日(火)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答方式	
配布数/有効回収数(率)	1,000件/553件(55.3%)	1,000件/533件(53.3%)

② 生活実態調査

	小学5年生・中学2年生調査	小学5年生・中学2年生の保護者調査
調査対象者	市内の学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒全員	市内の学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒の保護者全員
調査期間	令和6年4月15日(月)～6月25日(火)	
調査方法	WEB回答方式	
配布数/有効回収数(率)	816件/642件(78.7%)	816件/339件(41.5%)

③ こども・若者意識調査

	16～39歳市民調査
調査対象者	本市在住の16～39歳市民から無作為抽出した1,000人
調査期間	令和6年3月15日(金)～4月30日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答方式
配布数/有効回収数(率)	1,000件/280件(28.0%)

④ 生活実態調査(県実施)

	子ども調査	保護者調査
調査対象者	市内の学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒全員	市内の学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒の保護者全員
調査期間	令和5年8月25日(金)～10月14日(土)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答方式	
対象者数/有効回収数(率)	962件/611件(63.5%)	962件/430件(44.7%)

(2) 調査結果の概要

①こども・若者自身のことについて

◆現在の生活の状況や自己認知について

結果の要点

- ・自己肯定感を持ちづらかったり、自分らしさを見つけられないこども・若者が一定数いることが分かります。
- ・不安や孤独、自分自身に不満を感じるこども・若者も多い状況です。
- ・学校生活が楽しいと感じているこどもは多くなっています。
- ・困ったときは助けてくれる関係性を周囲の人と築けている人が多い状況です。

調査区分		結果
生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生	・自分には良いところがあると思っているかに対し、「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計は 70.1%で自己肯定感を持ちづらいこどもも多い状況です。 ・不安に感じるところはないに対し、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計は 34.0%となっています。 ・こどくを感じることはないに対し、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計は 29.3%となっています。 ・お世話している家族はいるかに対し、「いる」と回答した割合は 31.2%となっています。そのうち一日のお世話をしている時間が「3時間以上」の割合は 18.5%となっています。 ・学校生活は楽しいと思うかに対し、「すごく楽しい」と「あるていど楽しい」の合計は 85.8%となっています。
こども・若者 意識調査	16～39 歳 市民調査	・自分には自分らしさというものがあるに対し、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計は、全体では 17.2%となっています。性別にみると、男性は女性に比べて 10.4 ポイント高くなっています。 ・今の自分が好きかについて、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計は 33.2%となっています。全国調査と比較すると、全国では「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が 46.5%と、荒尾市は全国よりも 13.3 ポイント低くなっています。 ・自分自身に満足しているかについて、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計は 50.7%となっています。全国調査と比較すると、全国では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 57.4%と、荒尾市は全国よりも 6.7 ポイント低くなっています。 ・これまでに社会生活や日常生活において困難を経験した人のうち、「仕事の量や内容が自分の能力を超えている」、「仕事が自分に向いていない」、「本当に自分がやりたい仕事ではない」と回答した人の割合がいずれも 2割となっています。 ・周囲の人とのかかわりについて、困ったときは助けてくれるに対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は 95.0%となっています。

◆将来のこと

結果の要点

- ・将来に対し、明るい希望が持てないこども・若者が多く、年齢を重ねるにつれ、希望を持ちづらくなっています。
- ・家庭の経済状況にこどもの進学希望が左右されている可能性があり、保護者調査からもこどもの進学に悲観的な理由として経済的理由が多く挙げられています。
- ・20年後に結婚できていないと考えている若者が多く、高校生・大学生年代の4割は20年後に結婚できていないと考えている状況です。
- ・20年後にこどもを育てていると考えている若者の割合は半数程度にとどまっています。
- ・努力すれば希望する職業につくことができると考える割合は約7割と高くなっています。

調査区分		結果
生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生	・「自分の将来が楽しみだ」に対し、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計は16.9%となっています。 ・「将来の夢・希望を持っている」に対し、「持っている・どちらかといえば持っている」は51.9%となっています。 ・将来「大学」まで進学したい割合は、世帯の所得段階と相関関係がみられ、貧困の恐れがある世帯のこどもは17.9%と全体の30.2%に比べ、12.3ポイント低くなっています。
	小学5年生・ 中学2年生の 保護者	・こどものための貯蓄を「したいが、できない」割合は、全体では37.5%、貧困の恐れがある世帯では61.3%となっています。 ・進路の希望として「大学」まで進学させたい割合は、54.9%となっており、こどもの希望と24.7ポイントの差がみられます。 ・希望どおり進学できそうだと思うかについて、「そう思う」割合は、全体では37.8%であるのに対し、貧困の恐れがある世帯では22.6%となっています。県調査と比較すると、全体は県に比べ15.6ポイント低くなっています。 ・希望どおり進学できそうだと思うかで「そう思わない」理由として「経済的な余裕がないから」が8割程度となっています。
こども・若者 意識調査	16～39歳 市民調査	・自分の将来について明るい希望を持っているかで「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」の合計は、全体で34.3%となっています。また、年齢別にみると16～22歳は22.6%であるのに対し、23歳以上は38.4%となっています。 ・努力すれば希望する職業につくことができるに対し、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が69.6%となっています。 ・20年後に結婚していると思うかについて、16～22歳では「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が39.8%となっています。 ・20年後にこどもを育てていると思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は約半数にとどまっています。

②子育てをめぐる家庭の環境について

結果の要点

- ・ こどもの預かりを親族に頼める世帯は多く、9割程度となっています。
- ・ フルタイムで働く母親は半数程度と、前回調査に比べて増加しており、子育てと仕事の両立が進んでいる状況です。
- ・ ひとり親世帯の2割弱が子育てを協力してくれる人がいない状況です。
- ・ 育児休業の取得状況は、前回調査と比べると増加していますが、父親の取得は1割程度にとどまっています。要因として、職場の状況についての理由が多く挙げられています。
- ・ 自分の感情をこどもに向けてしまう保護者は多く、全体の7割となっています。
- ・ 本市の相対的貧困率は、県に比べ0.9ポイント低くなっています。

調査区分		結果
ニーズ調査	共通	・ 「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」は3割程度、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」は6割程度と、親族に頼ることができる人が多くなっています。 ・ フルタイムで働く母親の割合は、就学前児童保護者が49.4%、小学生児童保護者が45.4%となっており、前回調査と比べ、増加しています。 ・ 市に期待することとして、子育てと仕事の両立に向けての企業への啓発が多く挙げられています。
	就学前児童保護者	・ 育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、母親が61.7%で前回調査から16.1ポイントの増加、父親が12.5%で前回調査から10.3ポイント増加しています。 ・ 父親の育児休業を「取得していない」割合は77.6%となっており、理由として「仕事が忙しかった」や「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高くなっています。
生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生の 保護者	・ ひとり親世帯の該当者のうち、子育てを協力してくれる人は「いない」は17.9%となっています。 ・ 経済的な理由で、こどもが希望したにも関わらずできなかったこととして、「習い事に通えなかった」が19.5%、「お小遣いを渡せなかった」が14.2%、「学習塾に通えなかった」が10.6%となっています。 ・ 不安やイライラ等の感情をこどもに向けてしまうことが「よくある」と「時々ある」の合計が71.4%となっています。
生活実態調査 (県実施)	保護者調査	・ 本市における相対的貧困率（一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合）は、12.4%となっています。また、県全体は13.3%で本市は県に比べ、0.9ポイント低くなっています。

③保育・教育サービスについて

結果の要点

- ・今後、短期入所生活援助事業を「利用したい」割合は低く、あまり需要が高くない状況です。
- ・病児・病後児保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業の利用意向が高い状況です。また、土曜日と日曜日・祝日の定期的な保育・教育事業の利用希望も増加しています。
- ・こども誰でも通園制度を「利用したい」割合は半数程度となっています。
- ・子育てと仕事の両立が進んでいく中で、今後も保育事業のニーズは高まっていくことが予想されます。

調査区分		結果
ニーズ調査	共通	・病児・病後児保育を「ぜひ利用したい」と「できれば利用したい」割合は、就学前児童保護者が 67.4%、小学生児童保護者は 45.3%となっており、前回調査から増加しています。 ・今後、短期入所生活援助事業を「利用したい」割合は、就学前児童保護者が 5.1%、小学生児童保護者は 4.1%となっています。 ・こどもが小学校低学年（１～３年生）のうちの放課後の時間を「放課後児童クラブ（学童クラブ）」で過ごさせたいと回答した割合は、５歳以上の就学前児童の保護者は 51.9%、小学校低学年の児童の保護者は 37.8%となっています。
	就学前児童保護者	・地域子育て支援拠点事業について、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と「今は利用していないが、今後利用したい」の合計は 41.4%で、前回調査に比べ 15.9 ポイント増加しています。 ・土曜日と日曜日・祝日の定期的な保育・教育事業の利用希望は、「月に１～２回利用したい」の割合が増加しています。 ・「こども誰でも通園制度」が開始された際に「利用したい」割合は 52.3%と半数程度が利用の希望があります。 ・市に期待することとして、こどもが病気の際の医療・保育サービスの充実が 26.4%となっています。

④支援体制・地域環境について

結果の要点

- ・情報源として、SNS や電子メールなどインターネット経由での発信が求められています。
- ・児童・生徒のうち「相談できない・しない」割合が1割程度いる状況であり、主な理由として「相談しても何も変わらないと思うから」が多く挙げられています。
- ・地域の活動や行事に参加していない割合が高く、困ったときに地域の人に頼ることができない割合も高くなっています。
- ・本市に対して愛着がある人が多く、「好きである」「どちらかといえば好きである」の合計は8割程度となっています。

調査区分		結果
二一ズ調査	共通	・子育てに関する情報を「SNS (Instagram や X (旧 Twitter) 等)」から得ている割合は、就学前児童保護者が 49.7%、小学生児童保護者が 25.3%となっており、前回調査と比較すると就学前児童保護者は 22.4 ポイント、小学生児童保護者は 13.2 ポイント増加しています。
生活実態調査	小学5年生・ 中学2年生	・悩みの相談先として、「相談する人がいない」は 3.9%、「相談しなくてよい」は 12.5%となっています。また、「相談する人がいない」または「相談しなくてよい」理由として「相談しても何も変わらないと思うから」が 31.4%となっています。
	小学5年生・ 中学2年生の 保護者	・子育てのことで相談できなかった理由として、「だれ（どこ）に相談すればよいのか分からなかった」が 15.3%となっています。 ・こどもに関する施策等の情報を受け取る方法として、現在の方法では「市や県の広報紙」が最も高く、次いで「学校からのお便り（紙のもの）」となっていますが、今後希望する方法では、「学校からのメール」が最も高く、次いで「SNS (LINE、X (旧 Twitter) 等)」となっています。
こども・若者 意識調査	16～39 歳 市民調査	・地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）を居場所だと感じるかについて「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計は 21.8%となっています。 ・地域の人は、困ったときは助けてくれるに対し、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計は 59.3%となっています。 ・地域の活動や行事に「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計は 31.8%となっています。 ・家族や知り合い以外の相談先として求められていることとして、「相手が同じ悩みを経験している」が 57.1%と最も高く、次いで「無料で相談できる」、「相手が同世代である」が高くなっています。 ・これからの若者のために必要な市の取組として、「お金の心配をすることなく学べるようにする」、「技術習得や資格習得を支援する」、「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が上位となっています。 ・荒尾市が好きかに対し、「好きである」と「どちらかといえば好きである」の合計は 78.9%でその理由として、「通学、通勤、買い物など生活が便利である」が 32.1%、「治安がよい」が 28.1%となっています。

4. こどもの意見のまとめ

本計画の策定に向けて、市内の学校に通うこどもに対し、グループインタビュー調査を実施しました。対象は小学校4校、中学校3校、高校2校、特別支援学校高等部1校で、結果の概要は以下のとおりです。

(1) 放課後・休日の過ごし方

①現在の放課後・休日の居場所

項目	内容
平日	・家でゲームをしたり、動画をみたり、趣味に時間を使ったりしている。 ・学校や公園に友達と集まり、お話をしたり、スポーツをしている。 ・塾や部活動、スポーツクラブに行っている。 ・学校で実施している地域未来塾に行っている。 ・放課後等デイサービスに通っている。 ・家で友達と電話しながらゲームをしたりしている。 ・学童を利用している
休日	・基本的に家で過ごしている。 ・市立図書館で勉強や読書をしている。 ・家族と出かけている。 ・塾や部活動、スポーツクラブに行っている。 ・市内では行きたい居場所がないので、市外に遊びに行っている。

②放課後・休日の居場所についての要望

- ・公園ではボールが使えなかったり、狭かったりして思いっきり遊べない。
- ・家の近くに集まれる場所がない。
- ・娯楽施設が少なく、市外に行かないと楽しみがない。
- ・行きたい居場所があっても遠くて気軽には行けない。交通機関の整備をしてほしい。
- ・施設の利用に関しては、事前の予約が手間で施設も老朽化していて不便に感じる。
- ・児童館のような同年代のこどもと遊べる施設が近くにほしい。
- ・天候に左右されず運動できる施設が欲しい。
- ・図書館の自習スペースを常時開放してほしい。
- ・ストリートダンスができる場所が欲しい。

（２）地域活動・地域のつながりについて

- ・友達と参加できるイベントであれば参加したいと思う。
- ・イベントや行事があっても開催されることを知らず、参加できない。
- ・小さいときは参加していたが、最近は参加していない。
- ・家族が参加していないので、自分も参加していない。
- ・e スポーツとか若い世代でも興味がわきやすい内容であれば、参加するかも。
- ・景品がもらえたり、活動以外の楽しみがあれば参加したい。
- ・自分たちが企画から行えるようなイベントがあれば参加してみたい。

（３）市内の環境について

- ・災害が少なく、安心して過ごせる。
- ・世界遺産があつたり、自然が豊かなところが良いところ。将来も残っていてほしい。
- ・登下校の際等で、電灯やカーブミラーが無かったり、道路の白線が消えていたり、木や草が飛び出している場所があり、怖い。
- ・駅まで遠く不便である。
- ・交通の便の悪さを改善してほしい。
- ・申請等をデジタル化してほしい。
- ・議会で話し合っていることを目に見えやすい形で発信してほしい。
- ・家の近くにあった店や施設がなくなってしまう、寂しい。
- ・景観をよくするため、花を植えたりすると良い。
- ・空き家を上手く活用してほしい。

（４）自身や本市の将来について

- ・暮らしやすい場所だと感じている。自然や文化が将来も残っていたらうれしい。
- ・進路を決めかねている。自分のやりたい職業を体験できる機会があれば良いなと思う。
- ・交換留学などを利用して、海外に行ってみたい。
- ・小学校の児童数が少なく、廃校にならないか心配。
- ・将来的にリモートで仕事ができるようなスペースがあると良い。通信環境が整っているような場所。
- ・本市は都会と田舎の中間くらいで暮らしやすく、いつまでも住んでいたい、雇用や就学を考えると、市外に出るしかない。

5. 関係団体等へのヒアリング調査のまとめ

本計画の策定に向けて、こども・若者への支援を実施している機関・団体の従事者に対し、ヒアリング調査を実施しました。結果の概要は以下のとおりです。

(1) こども・若者の状況について

①活動を通して感じるこども・若者の困り事

項目	内容
学習について	・不登校により学習から離れていたこどもが学習への自信がなくなり、途中であきらめてしまう。 ・家庭や地域の違いによって、経験できる課外活動に差が出ている。 ・読解力の低下や自分で考え、選択することが苦手なこどもが増えてきた。
生活習慣・家庭環境について	・携帯、テレビゲーム等の普及により、睡眠時間が十分に取れなかったり、遊び方や言葉遣いが荒くなっている。 ・生活習慣に乱れが生じ、健康面等で不安があるこどもが多い。 ・両親の共働き等の影響で家庭内での人手不足がみられる。 ・両親の離婚等で家庭環境が複雑になり、金銭面で不安がある家庭がみられる。
友人等の人間関係について	・コミュニケーション能力の低下がみられる。 ・落ち着きがないこどもや独占欲の強いこどもが増えてきた。
居場所について	・家以外に居場所がないこどもが多い。 ・不登校のこどもたちが過ごす場所がない。 ・こども同士が交流できる場所が少ない。

(2) 地域課題について

①子ども・若者を取り巻く市や地域の環境や取組について改善が必要なこと

- ・登下校における安全確保。天候や事故から子どもを守れるよう改善が必要。
- ・地域におけるつながりの希薄化がみられる。触れ合いができるようなイベントや集まりの場が必要。
- ・親が学べる場や親同士がつながれる場。
- ・関係機関での連携・情報共有。
- ・子どもたちが安心して利用できる居場所。
- ・学校を介さずに不登校の子どもが相談できる場所。
- ・保護者が安心して子どもを預けられるサービスの確保。

②子ども・若者及びその家庭の状況をもれなく把握し、声を上げにくい人を支援につなげるために必要だと感じていること。

- ・環境に慣れてしまうと、声をあげるべきことの判断ができなくなる場合がある。子どもの権利について教育を行い、意識の醸成を行うことが必要。
- ・保護者との意識のずれがあることが多い。保護者が気軽に相談できる仕組みづくりが必要。
- ・学校や関係機関での情報共有が必要。
- ・家庭に踏み込みすぎてしまう危険をはらんでいるため、丁寧な対応が必要。
- ・子どもたちとの関係性の構築。敷居を低くし、気軽に話せる関係性。

(3) 子ども・若者の居場所について

①現在の荒尾市には、子ども・若者の居場所はあると思うか。

項目	件数(割合)
十分にあると思う	0件(0.0%)
あるが十分でない	33件(84.6%)
ない	4件(10.3%)
不明・無回答	2件(5.1%)

②子ども・若者にとって安心して過ごせる居場所をつくっていくためには、どのような視点や機能などが必要だと思うか。

- ・中学校卒業後の子どもたちが利用できる場所。不登校やひきこもりへの対策が必要。
- ・適応指導教室が一定の効果が出ている。市内の他の学校にも広げていくべき。
- ・子どもたちが通いやすい立地。または、送迎システム。
- ・天候に左右されず遊べる場所。
- ・専門機関の利用料金の低価格化。
- ・子どもも共同で企画から行えるイベント。子どもと同じ目線で共同できる環境や場所が必要。

(4) 支援活動をより充実させるために、協力や支援を求めたいこと

①行政に求めたいこと。

- ・子育てヘルパーのような、忙しく余裕がない保護者への支援があれば良いと思う。
- ・人材の量や質の確保が必要。
- ・老朽化している施設の修繕や建て替え。
- ・必要な情報提供・公開。
- ・子育て支援サービスの利用料を利用しやすい価格に設定してほしい。
- ・各関係機関や団体との情報共有。
- ・各自開催している会議に市の担当者も参加してほしい。
- ・心理士や療育施設の数増加。
- ・人材バンクの設置。

②地域の人たちに求めたいこと。

- ・地域で一体となって子育てを応援できるよう協力してほしい。
- ・退職した経験豊富な人の知恵を活用したい。
- ・体験活動や地域のイベントに積極的に参加してほしい。
- ・寺社や公民館を交流の機会に利用することへの理解。
- ・日々の見守り。
- ・多様な子どもがいることへの理解。

6. 荒尾市のこども・若者に関する現状と今後の方向性

(1) こども・若者を守り、育てる地域・環境について

◆現状と課題

- ・こども大綱の基本方針において、こども・若者の権利の擁護やこどもや若者、子育て当事者の視点を尊重することが定められました。
- ・各種アンケート調査においては、自己肯定感を持ちづらかったり、自分らしさを見つけられないこども・若者が一定数いる現状がうかがえます。また、不安や孤独感を感じるこどもは3割程度いる状況です。
- ・小学5年生・中学2年生アンケート調査において、こどもの毎日の生活についてあてはまるものとして、「自分のことは自分で決めさせてほしい」や「友だちやきょうだいとくらべないでほしい」、「自分のことについて話をきいてほしい」が2割程度となっています。
- ・ニーズ調査によると、子育ての情報発信の手段として、SNS や電子メールなどインターネット経由での発信が多く求められています。
- ・小学5年生・中学2年生アンケート調査によると、こどもの悩みの相談についての状況は、「相談する人がいない」と「相談しなくてよい」の合計が15%を超えています。
- ・こども・若者調査によると、16～39歳のうち、地域の活動や行事に「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計は、3割程度にとどまっています。
- ・関係団体ヒアリングより、こどもの権利についての教育が必要であると回答がありました。
- ・こどもの意見と関係団体ヒアリングより、居場所づくりについての必要性が高いことがうかがえます。



◆今後求められること

- ・こども・若者の権利を周知・啓発し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた市民の意識を醸成すること。
- ・こどもや若者、子育て当事者のニーズに合った情報提供体制を整え、必要な人に必要な情報を届けること。
- ・全てのこども・若者が安心にいきいきと暮らせるよう、こども・若者の視点を取り入れた「こども・若者の居場所」を整備すること。
- ・こども・若者の不安や悩みに寄り添い、誰も追いつめられない環境づくりを進めること。
- ・こどもや若者、子育て当事者にとって住みやすいまちづくりに向け、地域のつながりや助け合いの意識を醸成すること。



◆本計画の基本目標の設定

基本目標 1

こどもまんなか社会の実現に向けた地域・環境づくり

(2) 保育・教育サービス、子育て環境について

◆現状と課題

- ・本市の人口は今後も減少していくことが予想されています。0～5歳人口は今後5年間で200人程度減少する見込みです。
- ・ニーズ調査によると、フルタイムで働く母親が増加しており、半数程度となっています。育児休業の取得状況は、前回調査と比べると増加していますが、父親の取得は1割程度にとどまっています。要因として、職場の状況についての理由が多く挙げられています。不安やイライラ等の感情をこどもに向けてしまうことが「よくある」と「時々ある」の合計は約7割となっています。
- ・病児・病後児保育や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業の利用意向が高い状況です。また、土曜日と日曜日・祝日の定期的な保育・教育事業の利用希望も増加しています。
- ・関係団体ヒアリングより、サービスに従事する担い手の質と量の確保が必要であると回答がありました。



◆今後求められること

- ・引き続き保育・教育サービスの量と質を確保するとともに、子育て当事者のニーズに合ったサービスの提供に努め、安心できる子育て環境づくりやこども達の健やかな成長を支援すること。
- ・仕事と子育てとの両立支援を推進し、子育て家庭の負担軽減に努めること。
- ・子育てを通して、こどもと共に親自身も学び、成長していく「親育ち」を後押しすること。



◆本計画の基本目標の設定

基本目標2

こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心につながる

子育て、保育・教育の充実

(3) 健康づくりについて

◆現状と課題

- ・ こども大綱においては、こども施策に関する重要事項として「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」が示されました。
- ・ 就学前保護者アンケートでは、今後の市に期待することとして就学前児童保護者の約4人に1人が「母子保健サービスを充実させる」と回答しています。
- ・ こども・若者調査では、現在の悩みや心配事として「体力のこと」が13.6%となっています。
- ・ 各種アンケート調査より、悩みや不安を感じているこどもや若者、子育て当事者は多くいることがうかがえます。
- ・ 関係団体ヒアリングより、生活習慣の乱れにより睡眠不足にあるこどもが多い現状がうかがえます。



◆今後求められること

- ・ 産前産後の保健・医療サービスを充実させ、安心してこどもを生み育てられるよう支援すること。
- ・ こども・若者の健康の維持・増進に向け、こどもや若者への切れ目のない保健・医療を提供すること。
- ・ 全てのこども・若者が精神的に追い込まれず、健やかに成長できるよう、心の健康づくりを支援すること。



◆本計画の基本目標の設定

基本目標3

こども・若者等の心身の健康づくり

(4) 若者への支援について

◆現状と課題

- ・こども・若者アンケート調査によると、将来に対して明るい希望が持てないこども・若者が多く、年齢を重ねるにつれ、希望を持ちづらくなっています。
- ・生活実態アンケート調査より、こどもの進路に対する保護者の希望として「大学」まで進学させたい割合は54.9%となっており、こどもの希望と24.7ポイントの差がみられます。
- ・こども・若者アンケート調査によると、これまでに社会生活や日常生活において困難を経験した人のうち、「仕事の量や内容が自分の能力を超えている」、「仕事が自分に向いていない」、「本当に自分がやりたい仕事ではない」と回答した人の割合がいずれも2割となっています。
これからの若者のために必要な市の取組として、「技術習得や資格習得を支援する」、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が上位となっています。
20年後に結婚していると思うかについて、16～22歳では「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が39.8%となっています。
20年後にこどもを育てていると思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は半数にとどまっています。
- ・こどもの意見より、学校において職業について知る機会づくりやこどもの意見を踏まえた職業体験が求められています。



◆今後求められること

- ・自分の夢や希望に何歳になっても挑戦できる社会を目指し、高等教育の充実や生涯を通じた学びの場の提供を行うこと。
- ・若者の就労等のキャリア形成への支援を充実させ、前向きな選択ができるまちづくりを進めること。
- ・結婚や出産の希望を実現できる環境づくりや支援体制の整備を推進すること。



◆本計画の基本目標の設定

基本目標4

若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

(5) こども・若者や子育て家庭の状況に応じた支援について

◆現状と課題

- ・こども・若者アンケート調査によると、これからの若者のために必要な市の取組として、「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が上位となっています。
- ・小学5年生・中学2年生保護者アンケート調査より、ひとり親世帯の該当者のうち、子育てを協力してくれる人は「いない」が17.9%となっています。
希望どおり進学できそうだと思うかについて、「そう思う」割合は、全体では37.8%であるのに対し、貧困の恐れがある世帯では22.6%となっています。また、「そう思わない」理由として「経済的な余裕がないから」が8割程度となっています。
- ・本市の児童虐待の相談件数は、減少傾向にあります。令和5年度の合計件数は97件となっており、引き続き支援を推進していくことが求められます。
- ・小学5年生・中学2年生アンケート調査によると、お世話している家族はいるかに対し、「いる」と回答した割合は31.2%となっています。そのうち一日のお世話をしている時間が「3時間以上」の割合は、18.5%となっています。
- ・関係団体ヒアリングより、高校生以降の不登校やひきこもりへの対策が求められています。
声をあげにくいこども・若者への支援として関係機関・団体との連携により情報共有を行いながら把握に努めることが重要であると回答がありました。



◆今後求められること

- ・教育体制の整備や支援の充実を図り、障がいや病気等があるこども・若者への支援を推進すること。
- ・経済的支援や就労支援等のひとり親への適切な支援を行うこと。
- ・こどもが家庭の経済状況によって人生の選択の幅を狭めてしまわないよう、貧困世帯への支援を充実させること。
- ・児童虐待防止対策やヤングケアラーへの支援を推進し、こども達の安全と権利を保護すること。



◆本計画の基本目標の設定

基本目標5

さまざまなこども・若者及びその家庭に配慮した支援の充実

第③章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで、本市では平成22年3月に策定した「あら' お親子わくわくプラン（後期計画）」にて「^{あす}未来に羽ばたく子どもらを ともに育てる街 あら' お」を基本理念として掲げ、これまでの計画にて、その基本理念を継承し、地域を挙げてこどもをともに育て、こどもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かち合える風土を、「あら' お」のまちにしっかりと築けるよう、こども・子育て支援事業の展開を図ってきました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本市においても、この流れを汲みながら、こども達の未来を地域全体で育てるまちを目指していく必要があります。

本計画では、そういった背景を踏まえながら、全てのこども・若者が心身ともに健康で（すこやか）に笑顔で暮らし（ニコニコ）、将来に対し明るい希望が持てるまちを目指し、以下の基本理念を掲げ、計画を推進していきます。

〈基本理念〉

こども すこやか ニコニコ あらお

2. 重点化の視点

本計画に基づく施策の推進にあたっては、こども大綱、こどもまんなか熊本・実現計画を勘案し、『第6次荒尾市総合計画－改訂版－』の横断的目標「こどももみんなも笑顔でいられるまちをつくる」を踏まえ、下記のとおりビジョンを設定し、重点的に取り組みます。

（１）切れ目のない充実した子育て環境づくり

こども基本法及びこども大綱において、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援することの重要性が示されました。妊娠、出産から乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの成長段階に応じて、ニーズに合わせた切れ目のない充実した支援を行い、安心して子育てを行える環境づくりを目指します。

（２）少子化対策の推進

本市では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、持続可能なまちづくりに向けた対策が必要となっています。子育て支援の充実を通じて、安心してこどもを産み育てられる環境を整備するとともに、結婚・出産を希望する若者に対し、経済支援等を充実させ、こどもを持つ選択をしやすいまちづくりを推進します。

（３）こども・若者施策を一体的、横断的に実施する仕組み及び組織づくり

こども計画は、妊娠、出産から乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの成長を支えるため、あらゆる面からの支援を総合的かつ強力に推進するための計画です。庁内関係部署や市内関係機関・団体等が一体となり、「こどもまんなか」に据えて、横断的に取り組むという体制づくりを構築し、市全体でこども・若者政策を推進します。

3. 計画の基本目標

基本目標 1

こどもまんなか社会の実現に向けた地域・環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、権利擁護やこども・若者の居場所づくり、こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組を推進します。また、情報提供体制の整備や見守り・支える仕組みづくりを行い、こども・若者にとって居心地の良い地域づくりに努めます。

基本目標 2

こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心につながる子育て、保育・教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う保育・教育サービスの質・量の充実を図るとともに、親育ちを後押しするため、子育てについて学べる機会の提供や親子関係の形成への支援等の充実を図ります。さらに、仕事等と家庭の両立支援等を進め、子育て家庭の負担軽減に努めます。

基本目標 3

こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康に関して妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援を行うとともに、児童期や思春期における心身の健康づくりまで、一貫した支援の充実を図ります。

基本目標 4

若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

若者の人生の選択において明るい希望がもてるよう、就労や結婚・出産等への支援を充実させるとともに、生涯を通じた学びの機会を提供し、多様な選択ができる地域の実現を目指します。

基本目標 5

さまざまなこども・若者及びその家庭に配慮した支援の充実

困難を抱えたり、支援が必要な状況におかれたこども・若者やその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の充実や児童虐待の防止を推進するとともに、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、関係機関等と連携し、こどもや保護者の困りごとの解決に取り組みます。

4. 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向
こども すこやか ニッポン あらお	基本目標1 こどもまんなか社会の 実現に向けた 地域・環境づくり	(1) こども・若者の権利の周知・啓発 (2) 情報提供・相談支援体制の整備 (3) こども・若者の居場所づくり (4) 自殺対策やこども・若者が安全に暮らせる 環境整備
	基本目標2 こどもの健やかな成長や 子育て家庭の安心につながる 子育て、保育・教育の充実	(1) 安心な幼児保育・教育サービスの提供 (2) 学童・思春期への適切な教育機会の提供 (3) 仕事等と子育てとの両立支援 (4) 保護者の育児や生活に関する悩みや不安の 解決への支援
	基本目標3 こども・若者等の 心身の健康づくり	(1) 母子の健康の確保及び増進 (2) こども・若者の健康・体力づくり (3) こども・若者の心の健康づくり
	基本目標4 若者がいきいきと暮らしてい くための支援の充実	(1) 生涯を通じた学びへの取組 (2) 若者のキャリア形成への支援や 就労環境の整備 (3) 結婚やこどもを持つことへの支援
	基本目標5 さまざまなこども・若者 及びその家庭に配慮した 支援の充実	(1) 障がいや病気等があるこども・若者への支援 (2) こどもの貧困対策の推進 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) ヤングケアラー等のきめ細やかな 支援ニーズへの対応

重点化の視点

- 1) 切れ目のない充実した子育て環境づくり
- 2) 少子化対策の推進
- 3) こども・若者施策を一体的、横断的に実施する仕組み及び組織づくり

第4章 計画の内容

本計画をより効果的に推進していくため、取組ごとに対象となるライフステージを設定しました。本計画における、各ライフステージの区分は以下のとおりです。

◆ライフステージ区分

区分	対象範囲
誕生・幼児期	誕生から就学前まで 【0～5歳】
学童・思春期	小学生年代・中学生年代 【6～14歳】
青年期	高校生年代から青年期まで【15～30歳未満（事業・取組によっては、40歳未満まで）】
子育て期	保護者・養育者 【保護・養育を行うこどもの年齢は区分しない】

基本目標 1

こどもまんなか社会の実現に向けた地域・環境づくり

◆数値目標

目標項目	現状値（R6）	目標値（R11）
小学5年生と中学2年生のうち、心の状態について「毎日が楽しい」と回答した割合	60.1% 【生活実態調査】	80.0%

（1）こども・若者の権利の周知・啓発

「こどもまんなか社会」の実現には、全てのこども・若者が権利の主体として、独立した人格と尊厳を持ち、自己決定しながら成長していくことができる存在であることを社会全体で共有することが重要です。

こどもも含めた市民一人一人がこども・若者の権利の趣旨について理解を深めることができるよう、学校等の教育機関をはじめ、こども・若者に関係する機関・団体と連携し、さまざまな機会を活用しながら、効果的な周知・啓発に取り組みます。

○人権啓発活動

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	人権啓発推進室
●	●	●	●	
こどもから大人までの全ての市民が一人一人の人権を尊重して考え、行動をとることができるよう人権フェスティバルや人権問題講演会などを開催し、啓発活動を行います。				

（２）情報提供・相談支援体制の整備

こども・若者が健やかに成長し、社会で自立した生活を送るためには、発達や成長に応じた課題の解決に向け、必要な情報を適切に提供するとともに困りごとを抱え込まず、相談しやすい環境を整備することが重要です。

さまざまな情報を利用者の立場に立ち、必要な人に届けることができるよう情報提供を行います。また、こども・若者やその保護者の不安解決や安心につながる適切な相談体制の整備を推進します。

○ホームページや荒尾市広報を活用した情報発信

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	総合政策課
●	●	●	●	
必要な情報が必要な人に届くよう、市のホームページや荒尾市広報を通じて、こども・若者や子育て家庭が必要な情報を定期的に発信します。				

○SNS を活用した情報発信 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課 すこやか未来課 総合政策課
●	●	●	●	
近年では、SNS で情報収集を行う人が増えていることから、市の公式 LINE や Instagram 等の SNS、スマホアプリを活用し、より多くの人に情報が届くよう努めます。				

○こども家庭センターにおける相談支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●	●	●	
全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを切れ目なく支援するために、妊娠や出産、こども・子育てに関することや虐待、貧困、ヤングケアラー等に関する事など、母子保健と児童福祉に関する相談・情報を受け、専門スタッフによる家庭訪問、来所相談、電話相談等を行います。また、必要に応じて他の専門機関とも連携し、支援を行います。				

○保健・福祉・子育て支援施設におけるワンストップ相談対応 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	保健・福祉・子育て支援施設
●	●	●	●	
保健・福祉・子育て支援施設において、社会福祉協議会を含めた保健・福祉・子育てに関する相談機能を集約化し、ワンストップの相談対応を行うとともに、専門職の集中配置による包括的・一体的な支援・サービスの提供を図ります。				

(3) こども・若者の居場所づくり

国では、令和5年に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、こども家庭庁のリーダーシップの下、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくとしています。

本市においても、こども・若者のニーズをくみ取りながら、既存の資源の活用等を行い、関係機関・団体との協働の下、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

○こども・若者の意見聴取 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課 総合政策課
●	●	●	●	
こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくため、関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見聴取の方法を検討します。				

○こども・若者の居場所づくりの推進 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課 生涯学習課
●	●	●	●	
家庭と学校以外のこどもたちにとって過ごせる場所として、地域の中で全てのこどもたちが安心して通い、友達と遊んだり学習をしたりして過ごせる場所を関係機関・団体との連携のもと創出するため、先進事例の調査や設置の検討などを進めます。				

○子ども食堂の運営支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●	●	●	
子ども食堂は、こどもの居場所や欠食になりがちなこどもに対する支援を行う他にも、地域内での交流の手段として『地域の社会的資源』の一つです。子ども食堂を運営する団体等に適切な支援を行い、こどもたちの健やかな成長と地域ぐるみの子育てを推進します。				

○若者たちが出会える交流の場・チャレンジできる環境づくり

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	総合政策課
	●	●	●	
若者が趣味などを通じて気軽に出会えるコミュニティの場の創出を行います。また、若者が中心となって自分たちの取り組みたいことに積極的にチャレンジができる環境を形成し、活力あふれる市民主体のまちづくりが行えるよう、高校や大学、地域と連携した取組を推進します。				

○若者たちの意見を出し合い、取組に反映する場づくり

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
	●	●		
市の事業やまちづくり、図書館や公民館のイベントや講座、地域での困りごとなど、毎年度テーマを設定し、若者たちが自由に意見を出し合えるワークショップを開催します。ワークショップで出た意見やアイデアを施策や取組に必ず反映させていくことで、若者たちの主体性の向上を図ります。				

（４）自殺対策やこども・若者が安全に暮らせる環境整備

近年は、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進することが求められています。また、こども・若者が安全で安心して暮らしていけるよう、こども・若者が利用する通学路を含めた道路等の生活環境において、犯罪対策や交通事故防止を道路管理者等関係機関と連携して整備、改善することが必要です。

相談体制の整備や学校等を通じたこども・若者への教育、市内環境の安全の確保を推進し、こども・若者が安心・安全に暮らせるまちづくりに努めます。

○道徳教育

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
各学校において、「道徳教育推進教師」を中心として、指導力の向上を目指した校内研修の充実を図り、児童・生徒の道徳性を高める取組を行います。				

○いじめ・不登校・問題行動への対応

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
本市の「いじめ防止基本方針」及び県の「いじめ防止基本方針」をもとにいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、家庭・地域・学校その他の関係機関・団体との連携強化を行います。				

○児童・生徒の困難やストレスに対する支援のための連携・相談体制の強化 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
児童・生徒がさまざまな困難やストレスに直面した際に、悩み事を一人で抱え込むことがないように荒尾市教育委員会に配置されている SSW(スクールソーシャルワーカー)や臨床心理士、各中学校に配置されている心の教室相談員などと一緒に、スムーズできめ細かい対応ができるよう関係機関との連携強化を行います。また、児童・生徒に留まらず、問題を抱えている保護者にも支援できるよう教職員とSSW や臨床心理士などとの連携・相談体制の強化を行います。				

○インターネット・SNS 等の利用に関する意識啓発

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
こどもや若者がインターネット等でトラブルに巻き込まれないよう、学校等を中心に適切なインターネット・SNS の利用方法に関する啓発を行います。				

○こども・若者の非行防止・健全育成

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
	●	●		
こどもや若者の非行を未然に防ぐため、小学校、中学校、高校、支援学校等を通じた健全育成に関する啓発を行います。あわせて、警察や更生保護団体と連携し、情報共有を行うことで犯罪の発生防止や早期解決、再犯防止などに努めます。また、少年指導センターセンターや地区指導員が地区を巡回するなど地域の見守り活動を継続します。				

○通学路交通安全推進会議

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
	●			
こどもの登下校等の際の危険をなくすため、通学路交通安全推進会議において、通学路における危険個所の確認を行い、通学路の整備・改善につなげていきます。				

○交通事故・犯罪防止対策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	防災安全課
●	●			
交通安全教室を行い、こどもたちの交通安全意識の醸成を図るとともに、青色防犯パトロールや犯罪抑止設備の整備等による安全の確保を、関係機関と連携して推進します。				

○防災対策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	防災安全課
●	●		●	
幼稚園・保育園・認定こども園や小学校・中学校等を通じた防災教育の推進を図るとともに、地域に行う避難訓練等において子育て世帯などに配慮した避難体制を取れるよう実施します。				

○児童見守りサービス

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	スマートシティ推進室 教育振興課 学校教育課
	●			
児童1人に1台配備している教育用タブレットを活用し、登下校状況通知や現在地・行動履歴の把握、登下校エリアから外れた場合のアラート通知を行うことで、保護者に安心安全に関わる情報を提供します。				

○悩みごと相談先の周知

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
	●			
児童・生徒が一人で悩みごとを抱え込まないように、相談先一覧のリーフレットを定期的に作成し、児童生徒には配布をすることをはじめとした周知の充実に努めます。				

○子ども食堂の運営支援【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●	●	●	
子ども食堂は、こどもの居場所や欠食になりがちなこどもに対する支援を行う他にも、地域内での交流の手段として『地域の社会的資源』の一つです。子ども食堂を運営する団体等に適切な支援を行い、こどもたちの健やかな成長と地域ぐるみの子育てを推進します。				

○こども家庭センターにおける相談支援【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●	●	●	
全ての妊産婦・子育て世帯・こどもを切れ目なく支援するために、妊娠や出産、こども・子育てに関することや虐待、貧困、ヤングケアラー等に関することなど、母子保健と児童福祉に関する相談・情報を受け、専門スタッフによる家庭訪問、来所相談、電話相談等を行います。また、必要に応じて他の専門機関とも連携し、支援を行います。				

基本目標 2

こどもの健やかな成長や子育て家庭の安心につながる 子育て、保育・教育の充実

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値（R11）
荒尾市で子育てをしたいと思うかについて、「思う」と「どちらかといえば思う」の合計の割合	68.6% 【荒尾市まちづくりアンケート調査（R6）】	75.0%

（１）安心な幼児保育・教育サービスの提供

こどもの健やかな成長には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児保育・教育サービスの質・量の確保を推進するとともに、子育て世帯の負担軽減に向け、保護者の就労・養育状況に応じた経済的支援等を行うことが重要です。

子育て世帯のニーズに応じた保育・教育サービスの提供を行うとともに、サービスの質の確保・向上のため、保育人材の確保や保育士等の研修・情報共有の機会づくりを推進します。また、サービス利用に係る負担の軽減等に努めます。

○幼児保育・教育の質の向上支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●				
幼児期の人間形成は、幼稚園や保育園、認定こども園のほか、家庭での保育など、場所にかかわらず生涯にわたる人格形成の基礎となる重要なものであるため、こどもの発達に必要な知識の習得や豊かな心を育むために、保育者の資質向上のための研修や情報共有の機会づくりに努めます。				

○保育・教育人材の確保の推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●				
保育・教育サービスの充実を図るためには、サービスを担う人材の確保が必要不可欠です。資格取得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国や熊本県とも連携しながら、保育士の処遇改善を図っていきます。				

○認可保育所施設利用料（保育料）の負担軽減 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	

令和6年度から、生計を同一にしている18歳未満のこどものうち、最年長者を第1子、その下のこどもを第2子と順に数え、第2子以降のこどもの保育料を世帯の収入に関係なく、無償化しています。制度の利用促進に向け、制度内容の周知やニーズに応じた受け入れ体制の整備を図ります。

○利用者支援事業（特定型）

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●		●	

保護者が保育所（園）等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が保護者等（妊婦を含む）からの相談に応じ、ICT（アプリ等）の活用による情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

○市内公立保育園の利活用

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

本市唯一の公立保育園である清里保育園において、公立保育園というメリットをいかし、配慮が必要な世帯等に関する臨時的な受け皿や保育サービスの安定的かつ継続的な提供に向けた利活用を図ります。

○こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

子育て支援機能の強化に向け、子育て相談室や公共施設における授乳スペース、ベビーケアルーム、児童コーナー等の設置、また児童館や子育て支援拠点の整備等について検討を行います。

○子育て関連施設の環境改善

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

保育・教育施設等において、経年劣化や施設機能低下の改善を図るため、空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理室、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等の修繕・工事及び更新を行います。

（２）学童・思春期への適切な教育機会の提供

学童・思春期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育み、自己のアイデンティティが形成される時期であり、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが重要です。

適切な教育機会の提供に向け、スムーズな就学への支援や経済的負担の軽減、地域の人材や資源を活用した多様な教育の機会づくりに努めます。

○就学前支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課　すこやか未来課 教育振興課
●	●		●	
支援の必要性が高いこどもや保護者を適切な支援につなげるため、園訪問等を行い、集団でのこどもの様子を確認します。また、関係部署及び機関・団体との連携を図りながら、スムーズな就学につなげます。				

○小学校給食費無償化事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
	●			
将来を担うこどもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指し、小学校の給食費を無償化し、子育て世代の経済的負担を軽減します。				

○地域未来塾

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
	●			
さまざまな事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、学習機会を提供、学習支援を実施し、学習習慣の確立、基礎学力の定着につなげます。				

○放課後子ども教室

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
	●			
協働活動支援員等(有償ボランティア)の協力を得て、小学校の空き教室等を活用し、放課後の活動拠点を設け、体験活動等実施します。				

○放課後子どもスポーツ教室

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
	●			
スポーツコーディネーター指導のもと種目ごとの指導者(有償ボランティア)の協力を得て、小学校の体育館を活用し、運動が苦手な児童でも楽しく安全に参加できる運動教室を実施します。				

○少年少女発明クラブ

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
	●			
こどもたちが科学的な興味・関心を追求できる場を提供するとともに家庭や学校の制約を離れて活動することを通じて創造性豊かな人間形成を図ります。				

○進化型あらおベーシック授業の推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
学力の3要素といわれる「基礎・基本」、「思考力・判断力・表現力」そして「学習への興味・関心」をバランスよく育成していくため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、こどもたちが自ら課題を発見し、解決していく学習「進化型あらおベーシック」授業の定着と質の向上を図ります。				

○デジタル学習の推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
デジタル教科書や習熟度に合わせて最適な問題を提供するA Iドリルなどのデジタルコンテンツの活用を促進するとともに、情報端末上で試験等を行うC B T（Computer Based Testing）の導入によるデジタル学習基盤の確立し、これまでの実践とI C Tのベストミックスにより、こどもたちの学習環境の質の向上をめざします。				

○適応指導教室の充実

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
心理的理由又は情緒的理由により、登校できない状態にある児童生徒の学校復帰のため、市内の公共施設内に設置している小袋教室、荒尾第三中学校内に設置しているハートフルルーム等の適応指導教室において、適応指導教室指導員による適応指導、学習指導、教育相談等に取り組みます。また、新たな適応指導教室の設置促進、機能拡充に努めます。				

○キャリア教育の推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
全ての教育活動を通して、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」など、こどもたちに、将来、社会人や職業人として自立していくための基礎となる資質・能力を身に付けさせ、望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。職場体験学習や地域の匠等を招いての学習を通じて、ふるさとへの関心を高めるとともに、将来に夢を持ち、ふるさとの未来を担う児童生徒の育成をめざします。				

(3) 仕事等と子育てとの両立支援

近年では、女性の社会進出が進み、共働き・共育で子育てを行う世帯が増加傾向にあります。本市においても子育て中の母親のフルタイム就労の割合が増加しており、子育てしやすい環境づくりにおいて、仕事等と子育てとの両立支援はとても重要です。

育児休業の利用や男性の育児参加、短時間勤務等の柔軟な働き方ができる環境整備の推進に努めるとともに、両立支援に係る保育事業を充実させ、仕事等と子育てとの両立ができるまちづくりを進めます。

○預かり保育事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

預かり保育事業は、幼稚園や認定こども園（１号認定）に就園する園児や未就園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業です。今後も働き方の多様化によりニーズが高まると考えられ、引き続き柔軟に対応できるよう努めます。

○延長保育事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

延長保育事業は、通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育の時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う事業です。今後も働き方の多様化によりニーズが高まると考えられ、引き続き柔軟に対応できるよう努めます。

○こども誰でも通園制度

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に児童の保育サービスを利用できる事業です。制度の整備を行い、働き方やライフスタイルが多様化する子育て家庭への支援体制を強化します。

○子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	

子育て短期支援事業は、こどもを養育している家庭で、保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ、仕事等によりこどもの養育が困難になる場合に、そのこどもを一時的に預かる事業です。引き続き、事業の周知に努め、ニーズに応じた子育て世帯への支援を行います。

○ファミリー・サポート・センター事業 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●		●	
ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを応援したい人（協力会員）と子育てを応援してほしい人（利用会員）が、それぞれセンターに会員として登録し、こどもの預かりなどの子育て支援を行う会員組織の事です。今後も両会員が利用しやすい環境整備に努めます。				

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
	●		●	
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。				

○子育ての促進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課　すこやか未来課 総務課　産業振興課
			●	
労働者や企業等に対する育児休業制度等の周知を行い、育児のために休みやすい環境の整備を推進します。また、母子健康手帳交付時の夫婦（パートナー）での参加促進やプレパパクラスの開催等を通じて、家族が協力しながら子育てする意識の向上を図ります。				

（４）保護者の育児や生活に関する悩みや不安の解決への支援

こどもの健やかな成長には、保護者が安心して育児をし、悩みや不安を抱え込まずに日々の生活を送ることが重要です。

保護者が子育てに関する知識やスキルを身につけるための支援や悩みや不安の解決に向け、専門の機関での相談や保護者間の交流を支援します。また、育児の負担軽減や生活の安定に向け、育児援助や経済的支援を行うなど、さまざまな保護者への支援の充実を図ります。

○育児相談・６～７か月児クラス

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	

保護者が安心して子育てができるよう、保健師等の専門職による必要な指導や情報提供等を行うとともに、保護者間の交流により育児に関する不安や悩みの解消を促します。

○親育ち支援 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課 福祉課 生涯学習課
●	●		●	

良好な親子関係やこどもへの関わり方について保護者の理解を深めるため、巡回相談支援による保育所等での講話やペアレントトレーニングの実施、「くまもと親の学びプログラム」を活用するなど親育ちにつながる支援を行います。

○地域子育て支援拠点事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	

市内の保育園に委託して、地域での子育てを支援するための地域子育て支援センターにおいて専門の講師と保育士によるリズムあそびや親子体操等を実施します。活動日以外にも、自由活動や園庭の開放、育児講座、電話相談等を行います。また、保健・福祉・子育て支援施設において、令和８年度に１か所開設し、親子交流の促進を行います。

○養育支援訪問事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	

養育支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行います。

○児童手当

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
児童を養育している者に児童手当を給付することにより家庭における生活の安定を支援し、次世代を担う児童の健全育成と資質の向上を図ります。				

○子育て世帯訪問支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事、子育て等の支援を実施することにより家庭の養育環境を整えます。				

基本目標 3

こども・若者等の心身の健康づくり

◆数値目標

目標項目	現状値（R6）	目標値（R11）
本市の保健サービスや医療体制について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計の割合	71.6% 【荒尾市まちづくりアンケート調査】	80.0%

（１）母子の健康の確保及び増進

安心してこどもを産み育てられるまちづくりに向けては、妊娠期から切れ目なく母子の健康の確保及び増進への支援を行うことが不可欠です。

産前産後の適切な生活習慣の指導や妊婦健康診査の適切な実施を行い、母子ともに健やかな妊娠・出産を支援するとともに乳幼児期のこどもの健康づくりに向けた適切な保健指導や健診等の実施に努めます。

○母子健康手帳交付時の面談

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
		●	●	
妊娠中の健康管理を行うことができるよう、保健師等による保健指導を行います。また、妊婦等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や ICT（アプリ）の活用による情報提供を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。				

○妊婦健康診査

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
		●	●	
妊娠中の母子の健康管理のために、14 回分の健診費用の助成を行います。また、受診票発行時に健診内容や受診の必要性を説明し、望ましい生活習慣を獲得できるよう保健指導を行います。				

○妊婦歯科健康診査

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
		●	●	
早産や低体重児出産を引き起こす原因の一つとされている歯周病の予防・早期治療につなげるため、妊婦の歯科健康診査の費用助成を行います。				

○妊婦健診結果を用いた産婦生活習慣病予防

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
			●	
新生児訪問や育児学級の際、妊娠中に高血圧や糖尿病になった産婦を対象に、生活習慣改善のための保健指導・栄養指導を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行います。				

○妊婦等包括相談支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●		●	●	
妊娠期から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。				

○保健師・助産師による新生児・乳児訪問

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、母子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。				

○乳児家庭全戸訪問事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
母子の心身の状況や養育環境等を把握し、子育て支援に関する助言や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切な支援につなげることを目的とし、戸別訪問を行います。				

○1か月児健康診査費用助成事業 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
健康診査に係る経済的負担軽減及び健康診査結果の活用により効果的な支援に繋げること等を目的として、1か月健康診査費用の一部助成を行います。				

○乳幼児健康診査

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
成長過程に応じた発育・発達状況の確認や、障がい・疾病の早期発見を行うための健康診査を行いつつ、ICT（アプリ）の活用による実施体制の充実に努めます。また、保護者の養育状況の確認を行うとともに、必要な情報提供を行い、必要に応じて関係機関との連携を図りながら継続的な支援を行います。				

○幼児健診等における歯科衛生士による歯科指導

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
幼児健診時において、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を行います。				

○フッ化物洗口及びブラッシング指導等の巡回指導

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課 学校教育課
●	●			
市内の保育所、認定こども園、幼稚園及び小中学校において、フッ化物を用いた洗口を集団で実施します。また、ブラッシング指導を洗口未実施園も含めて希望園に対して行います。				

○予防接種・任意予防接種費用助成

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●	●	●	
伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防のため、各種予防接種の実施及び任意予防接種に係る費用の一部助成を行います。				

○利用者支援事業（こども家庭センター型）

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●	●	●	
妊産婦が安心して出産や子育てができる環境づくりを行うことを目的とし、妊娠・出産期の不安や悩み等に寄り添いながら保健師等による助言や指導等を行うとともに、出産後も相談対応や家庭訪問、必要な保健サービスの提供等の支援を行います。				

○産後ケア事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
産婦の身体的回復と心理的な安定を促進し、健やかな育児ができるよう、保健指導や授乳指導等を行います。				

○心理相談

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
幼児健診等において、発達支援や保護者への育児支援の必要性がある場合、心理士による個別相談を行います。				

○母子保健推進員活動事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
母子保健推進員が、本市で実施する各種母子保健事業の補助や絵本の読み聞かせ等のコーナーを担当します。また、推進員は定期的な研修等により資質の向上と活動の充実を図ります。				

○子ども医療費助成 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●	●	●	
こどもの健康の保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、こどもの医療費について助成を行います。				

○養育医療費助成事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●			●	
身体が発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関における入院治療に必要な医療費を助成します。				

○新生児聴覚検査費助成事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●			●	
新生児の聴覚に関する異常の早期発見と早期療育を図ることを目的として行われる新生児聴覚検査に係る費用の助成を行います。				

(2) こども・若者の健康・体力づくり

成長期に健康習慣を身につけることは、生涯にわたる健康づくりの基盤形成において重要です。また、健診の受診等を通じ、自身の健康状態を定期的に知ること適切なライフスタイルの定着や健康意識の向上につながり、長期的な生活の質（QOL）向上に貢献します。

学校や保健指導の機会を通じて、適切な健康習慣の定着や体力づくりの重要性や知識の周知、各種健診の受診勧奨を推進し、将来にわたって健康な体を維持できるよう後押しします。また、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

○こども・若者の体力の向上推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
●	●			
こども・若者の体力向上のため、関係機関・団体と連携を図りながら、市民マラソン大会や親子で参加するファミリースポーツあらかの開催を通じて、スポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。				

○就学時健康診断

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
●				
次年度に小学校に入学する児童を対象に就学時健康診断を行い、発育・発達状況を確認します。				

○小児医療体制の充実と連携の強化

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
医師会、薬剤師会、歯科医師会等と連携し、地域の小児医療体制の充実を図るとともに、休日や平日夜間にこどもが医療サービスを受けることができるよう、医師会を中心とした協力体制のもと小児時間外診療を運営します。				

○オンライン医療相談

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
12歳までのこどもを持つ親の医療に対する不安を解消するため、24時間365日、オンラインで医師に医療相談できる体制を構築し、小児医療体制の充実を図ります。				

○子ども医療費助成【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●	●	●	
こどもの健康の保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、こどもの医療費について助成を行います。				

○フッ化物洗口及びブラッシング指導等の巡回指導【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課 学校教育課
●	●			
市内の保育所、認定こども園、幼稚園及び小中学校において、フッ化物を用いた洗口を集団で実施します。また、ブラッシング指導を洗口未実施園も含めて希望園に対して行います。				

○家庭、学校、地域等が連携した食育の推進 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課 教育振興課 保健・福祉・子育て支援施設
●	●	●	●	
「荒尾市健康増進計画」に基づき、食に関する講座の開催や学校における栄養教諭による指導や給食を通じた地産地消等を推進し、こども・若者への食育活動を推進します。また、保健・福祉・子育て支援施設において、子育て世代をターゲットにした親子料理教室等を開催します。				

(3) こども・若者の心の健康づくり

こども・若者は発達や一人ひとりの置かれている環境によってさまざまな悩みや不安が生じます。こうした不安や悩みによるストレスを溜め込みすぎると体調不良やメンタル疾患につながるため、周りが適切にサポートすることが重要です。

こども・若者が、自らの発達や程度に応じて、心の健康に関する正しい知識を得て、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、学校や関係機関・団体等と連携し、心の健康に関する教育や啓発・相談支援を進めます。

○規則正しい生活リズムの啓発

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
●	●			
「くまもと親の学びプログラム」を活用し、早寝・早起きを基本とした規則正しい生活リズムの定着に向け、生活リズムが及ぼす心の健康への影響を正しく啓発します。				

○適切なメディアコントロールの啓発

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
●	●			
「くまもと親の学びプログラム」を活用し、テレビやゲーム、スマートフォン等の長時間利用が生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会づくりに努めます。				

○心の健康に関する相談窓口の周知

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課　すこやか未来課 学校教育課
●			●	
不安や悩みによるストレスを溜め込みすぎないように、市のホームページや荒尾市広報を通じ、心の健康に関する相談窓口の周知に努めます。				

○児童・生徒の困難やストレスに対する支援のための連携・相談体制の強化【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
児童・生徒がさまざまな困難やストレスに直面した際に、悩み事を一人で抱え込むことがないように荒尾市教育委員会に配置されている SSW(スクールソーシャルワーカー)や臨床心理士、各中学校に配置されている心の教室相談員などと一緒に、スムーズできめ細かい対応ができるよう関係機関との連携強化を行います。また、児童・生徒に留まらず、問題を抱えている保護者にも支援できるよう教職員とSSW や臨床心理士などとの連携・相談体制の強化を行います。				

基本目標4

若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

◆数値目標

目標項目	現状値（R6）	目標値（R11）
自分の将来について明るい希望を持っている（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計）人の割合	63.3% 【こども・若者意識調査】	80.0%

（1）生涯を通じた学びへの取組

若者がいきいきと暮らしていくためには、何歳になっても学び、成長できる環境を整備し、一人ひとりの才能や可能性を十分に発揮できるよう支援することが重要です。

全ての若者がいきいきと活躍し、大人になっても学び続けることができるよう、市内高校への活動支援や生涯学習の推進を図ります。

○市内高校の活性化

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	総合政策課
	●			
高校の活動や良さを地域の方々や小中学生、その保護者など、幅広い人たちに PR していくため、情報発信や交流活動に関する事業を支援します。併せて、高校生が地域課題について学び解決に向けて取り組む「総合的な探求の時間」の活動を支援します。				

○生涯学習の推進

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	生涯学習課
●	●	●	●	
中央公民館や荒尾市立図書館等を活用し、サークル・団体の活動支援やイベントの開催等を行い、生涯を通じた学びの場の創出を行うとともに、実施情報の発信を強化し、参加促進を行います。				

（２）若者のキャリア形成への支援や就労環境の整備

全ての若者が希望を持って暮らしていくためには、就労等のキャリア形成への支援を充実させ、個人の経済的自立を後押しするとともにやりがいを持って働ける環境を整備することが重要です。

関係機関・団体と連携し、就職セミナーや企業説明会、就職相談の機会を提供するとともに、情報発信や補助金の交付を通じて地元での雇用促進に努めます。

○就職相談支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	産業振興課
	●	●	●	
地域若者サポートステーションやジョブカフェと連携し、無料の「あらお就職相談会」を定期的に実施し、就職に関する悩みを抱える若者及びその家族への相談支援を行います。（主催：たまな若者サポートステーション、ジョブカフェ・玉名ブランチ）				

○企業説明会

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	産業振興課
		●	●	
ハローワーク、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、周辺自治体等と連携し、地域の企業を集めた企業説明会を実施し、人材を求める企業と求職者とのマッチングの機会を創出します。				

○地元企業の情報発信 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	産業振興課
	●	●		
市の荒尾市広報やホームページ等において、地元企業の情報を発信し、若者の市内事業所への認知度向上及び地元企業への就職促進を図ります。				

○荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	産業振興課
		●		
荒尾市内の中小企業に就職した荒尾市在住の 30 歳以下の若者を対象として、「荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金」にて在学中に借り入れた奨学金の返済を補助し、市内事業所への若者の就労を支援します。				

○創業支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	産業振興課
		●	●	
新たに創業を予定している方や新事業への挑戦を目指す方を対象に、起業家支援センター（チャレンジプラザあらお）にて、施設内にあるオフィスの提供のほか、専門家による経営相談等を行うとともに、商工会議所とも連携し、創業及び経営安定に向けたサポートを行います。				
また、「空き店舗活用創業等支援事業補助金」にて、改修費や賃料の補助を行い、空き店舗を活用した店舗開業を予定している方への支援を行います。				

○就労に関する悩みの相談支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
		●		
働くことに悩みを抱えている若者に対し、コミュニケーション訓練等を行う支援機関と連携し、相談支援を行います。				

○農業後継者クラブへの支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	農林水産課
		●		
荒尾市内の農業後継者等で構成する荒尾市農業後継者クラブの目的達成のための支援を行います。				

○新規就農支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	農林水産課
		●		
次世代を担う農業者となることを目指す認定新規就農者に対し、独立・自営就農時の補助を行います。				

(3) 結婚やこどもを持つことへの支援

結婚やこどもを持つことは、個人の選択ではありますが、希望する人にとっては、大きなライフイベントです。

若者が人生の選択に明るい希望を持って暮らしていくために、婚活支援や妊娠・出産への支援を充実させ、結婚やこどもを持つことの選択がしやすい環境整備を行います。

○婚活支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	くらしいきいき課
		●		
「荒尾・玉名地域結婚サポートセンターKOIBANA」にて、婚活イベントの開催や結婚に関する相談受付を行い、結婚を希望する人に対する婚活支援を行います。また、熊本県が任命する「まちのよかボス※」の育成を推進することで、地域における結婚や子育て支援を行います。				

※「まちのよかボス」とは、地域において結婚や子育て等に関する活動を自主的に取り組んでいる人のことです。

○荒尾市結婚新生活支援事業補助金

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	くらしいきいき課
		●		
結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策及び移住定住の強化を図るため、新婚世帯に対して、「荒尾市結婚新生活支援事業補助金」を交付し、新居の住居費(住宅取得・賃貸)と引越費用等の一部の補助を行います。				

○不妊治療費助成

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
		●	●	
不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、「一般不妊治療費助成事業」と「特定不妊治療費助成事業」を行います。				

○妊婦のための支援給付交付金

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●		●	●	
妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を目的として、妊娠届出後に『あらおっこ「出産応援給付金」』、出生後に『あらおっこ「子育て応援給付金」』をそれぞれ給付します。				

基本目標 5

さまざまな子ども・若者及びその家庭に配慮した支援の充実

◆数値目標

目標項目		現状値（R6）	目標値（R11）
障がいによって差別を受けたりいやな思いをした経験について、「ほとんどない」と「まったくない」と回答した割合		67.3% 【荒尾市障がい者計画アンケート調査】	80.0%
貧困の恐れがある世帯のうち、希望どおり子どもが進学できそうかに対し、「そう思う」と回答した割合		22.6% 【生活実態調査】	35.0%
ひとり親世帯の該当者のうち、子育て（教育含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した割合	就学前保護者	90.9% 【ニーズ調査】	100%
	小学生保護者	87.2% 【ニーズ調査】	100%

（１）障がいや病気等がある子ども・若者への支援

障がいや病気等がある子ども・若者は、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援することが必要であり、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供が求められます。

関係機関・団体等と協働のもと、障がいや病気等の専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化し、障がい等の有無に関わらず、安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を推進します。

○保育所（園）等における障がい児の受入

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●				

障がいの有無にかかわらず、保育所（園）等の利用を希望する子どもが利用できるよう、関係機関と連携するとともに、施設に対し適切な支援を行います。

○放課後児童クラブにおける障がい児受入推進事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
	●			

放課後児童クラブでの障がい児受入を推進するため、障がい児の受入に必要な専門的知識を有する職員を配置するための補助を行います。

○荒尾市特別支援教育総合推進事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
特別支援連携協議会（幼・保、小、中、高、関係機関）を組織し、研修会、中学校区ごとの地区コーディネーター会議や巡回相談を実施します。				

○特別支援教育コーディネーター研修会

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	学校教育課
	●			
特別支援教育コーディネーターの役割等に関する研修会を年1回実施します。				

○特別支援教育支援員の配置

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
	●			学校教育課
小学校、中学校に特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、発達障がいの児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行います。また、年2回支援員の仕事の内容、役割の重要性についての研修会を実施し、サポート体制の充実を図ります。				

○巡回相談事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●				
保育所（園）、認定こども園、幼稚園を臨床心理士等の専門員が巡回し、集団生活の中での様子を確認しながら、療育が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげます。				

○児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●			
障がい児の日中や放課後等における居場所を確保し、集団生活への適応訓練等を実施します。また、障がい児の家族の一時的な休息を図るため、市内外の障がい児支援施設に委託して預かり等の支援を実施します。				

○居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、移動支援事業等

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●	●		
障がい児を在宅介護している家族の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所、移動支援等のサービスの提供を推進します。				

○家族支援 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
			●	
発達障がいのある子どもの家族に向けたペアレントトレーニングや、子育てに困難さを抱える保護者に対するペアレントプログラム等を実施し、家族に対する支援体制の確保に努めます。				

○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●	●		
障がいのある子どもや若者、家族の生活安定のための支援として、各種手当の支給及び制度の周知を図ります。				

○医療費助成

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●	●		
経済的負担を軽減することを目的として、重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の実施及び制度の周知を図ります。				

○就労支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
		●		
特別支援学校をはじめとする、福祉、医療等の各分野の関係機関・団体と連携し、一般就労や福祉、医療に関する相談対応などの一貫した就労支援に努めます。				

○医療的ケア児保育支援事業 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●				
保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。				

○医療的ケア児等コーディネーターの配置

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●	●	●	すこやか未来課
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係部署と連携し、医療的ケア児等コーディネーターの適正配置に努めます。				

(2) こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題となっています。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め、貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

○ひとり親家庭等医療費助成

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
ひとり親家庭等における父または母及びこどもの健康を保持し、その経済的負担を軽減することを目的として、ひとり親家庭等の医療費負担について、費用の一部の助成を行います。				

○母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
ひとり親家庭の経済的自立を目的として、資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の生活費の負担軽減を図るための給付金を支給します。				

○児童扶養手当

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
父母の離婚等で、父または母と生計を異にする児童を養育する家庭の生活の安全と自立の促進に寄与するため児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。				

○母子父子寡婦福祉資金貸付制度

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的自立と、その扶養することこどもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で各資金の貸付を行います。(実施主体：熊本県)				

○乗り合いバス福祉特別乗車証の交付

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
			●	
父母の離婚等で、父または母と生計を異にする児童を養育する家庭の経済的負担を軽減することを目的として、乗り合いバス福祉特別乗車証を交付し、荒尾市内を運行する産交バスを利用する場合の運賃の割引を行います。				

○ひとり親家庭支援事業の実施

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
	●		●	
小学校6年生と中学校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯を対象に、中学校・高等学校への進学時の経済的負担を軽減するための給付事業を実施します。				

○就学援助

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	教育振興課
	●		●	
経済的理由により義務教育の就学が難しいと認められる児童・生徒の保護者に対し、支援内容を周知し、学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費（特定の疾病のみ）等を援助します。				

○生活困窮世帯の子どもの学習支援

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
	●		●	
貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこどもを対象として、こどもの学習や日常的な生活習慣支援、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援や高校進学者の中退防止等、こどもと保護者両方に必要な支援を行います。				

○自立相談支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
●	●	●	●	
生活困窮世帯を対象として、子育て世帯からの相談においては、子育て支援施策との連携を行いながら、こどもの健やかな成長のための支援と保護者の自立支援を一体的に実施します。				

○一時生活支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
		●	●	
住居のない人やネットカフェなどの不安定な住居形態の人に緊急的な支援として、一定期間、宿泊場所・衣類・食事の提供を行います。また、退所後の生活に向け、就労支援のなどの自立支援も行います。				

○家計相談支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
		●	●	
相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎや必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。				

○就労準備支援事業

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	福祉課
		●	●	
就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力からの支援を行います。				

○フードバンク事業 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	保健・福祉・子育て支援施設
●	●	●	●	
保健・福祉・子育て支援施設等において、関係機関・団体と連携し、生活困窮に対する食糧支援や調理器具の貸し出し等の支援を行います。				

○子ども食堂の運営支援【再掲】

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	子育て支援課
●	●	●	●	
子ども食堂は、こどもの居場所や欠食になりがちなこどもに対する支援を行う他にも、地域内での交流の手段として『地域の社会的資源』の一つです。子ども食堂を運営する団体等に適切な支援を行い、こどもたちの健やかな成長と地域ぐるみの子育てを推進します。				

（３）児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等のさまざまな困難が背景にある場合が多いという現実もあります。

保護者自身が置かれている困難に対する支援を地域全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていくことが重要です。子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行うとともに、こどもの SOS をできる限り早期に把握し、具体的な支援につなげることができるよう努めます。

○荒尾市虐待防止等対策地域協議会

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
要保護児童等の適切な保護を図るために、必要な情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。				

○児童虐待防止の周知・啓発

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
毎年 11 月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組めます。				

○児童虐待防止体制の充実 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
児童虐待に対して迅速な対応がとれるよう、こども家庭センターを中心としながら、関係機関との十分な連携を図り、早期発見、適切な事後対応に努めるとともに、育児不安等を抱える保護者への相談や早期支援などにより、予防に努めます。				

（４）ヤングケアラー等のきめ細やかな支援ニーズへの対応

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学校生活や友人等との人間関係において支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことが多いです。

福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが重要です。家族の世話などに係る負担を軽減または解消するため、各家庭に対する適切な対応を行い、世帯全体を支援する視点を持った対策の推進に努めます。

また、こども・若者を取り巻く環境にはさまざまなきめ細やかな支援ニーズがあります。そういったニーズへの対応を行い、全てのこども・若者がいきいきと暮らしていけるまちづくりを推進します。

○ヤングケアラーの支援 重点施策

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●	●	●	
調査等を通じ、現状を把握し、庁内関係部署や学校、関係機関等と連携を図り、ヤングケアラーに関する情報を共有します。そのうえで支援方針を協議し、必要な家庭支援を行います。				

○里親制度の周知

該当のライフステージ				担当課
誕生・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て期	すこやか未来課
●	●		●	
何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなったこども等に、家庭環境のもとでの養育を提供する里親制度に関する社会的認知度を高めるため、各種イベント等における啓発活動を実施します。				

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

区域の設定については各自治体の裁量に任されており、本市では各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、「教育・保育提供区域」は、本市全域を1区域として設定します。

2. 教育・保育事業

「量の見込み」の設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。また、「確保方策」については、利用可能な施設の利用定員によって、「量の見込み」を充足することを目指し、設定しています。

◆教育・保育の給付認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の就学前のこども		満3歳未満の就学前のこども
対象条件	2、3号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育園、地域型保育	
	認定こども園		

◆特定教育・保育施設

保育園	保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
幼稚園	3～5歳児に対して学校教育を行う施設
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育	市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業

(1) 1号認定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		139	133	122	118	116
確保方策	幼稚園	50	50	50	50	50
	認定こども園	229	229	229	229	229
	合計	279	279	279	279	279
確保方策－量の見込み		140	146	157	161	163

◆確保方策の内容

現在の幼稚園と認定こども園で十分に受け入れ可能となっています。今後は量の見込みや直近の利用状況に応じた定員数の調整等により、受け入れ体制の確保に努めます。

(2) 2号認定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		862	825	760	729	722
確保方策	認定こども園	414	414	414	414	414
	保育所（園）	552	552	552	552	552
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計	966	966	966	966	966
確保方策－量の見込み		104	141	206	237	244

◆確保方策の内容

現在の認定こども園と保育所（園）で十分に受け入れ可能となっています。今後は量の見込みや直近の利用状況に応じた定員数の調整等により、受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 3号認定

0歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		71	69	68	66	64
確保方策	認定こども園	66	66	66	66	66
	保育所（園）	124	124	124	124	124
	地域型保育事業	6	6	6	6	6
	合計	196	196	196	196	196
確保方策－量の見込み		125	127	128	130	132

1歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		205	223	219	214	209
確保方策	認定こども園	115	115	115	115	115
	保育所（園）	160	160	160	160	160
	地域型保育事業	6	6	6	6	6
	合計	281	281	281	281	281
確保方策－量の見込み		76	58	62	67	72

2歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		249	228	248	243	237
確保方策	認定こども園	142	142	142	142	142
	保育所（園）	169	169	169	169	169
	地域型保育事業	7	7	7	7	7
	合計	318	318	318	318	318
確保方策－量の見込み		69	90	70	75	81

◆確保方策の内容

現在の認定こども園や保育所（園）、地域型保育事業で十分に受け入れ可能となっています。今後は量の見込みや直近の利用状況に応じた定員数の調整等により、受け入れ体制の確保に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の設定にあたっては、過去5年間（令和2年度～令和6年度）の人口動態及び事業実績をもとに推計を行いました。「確保方策」については、各事業の受け入れ体制をもとに、「量の見込み」を充足することを目指し、設定しています。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育の時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	577	560	539	521	513
確保方策	577	560	539	521	513
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

認定こども園と保育所（園）において、受け入れ体制の確保を行います。

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する事業です。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年	192	171	149	152	145
	2年	127	136	122	106	108
	3年	88	82	88	79	68
	4年	48	46	43	47	41
	5年	14	16	16	15	16
	6年	4	3	4	4	4
	計	473	454	422	403	382
確保方策		503	503	503	503	503
確保方策—量の見込み（計）		30	49	81	100	121

◆確保方策の内容

本市では、市内全校区にて実施しています。今後も保護者の利便性等を考慮しながら、事業の実施を図り充実させていきます。

また、校区によって待機児童が出ることが無いよう、今後も潜在的ニーズの把握に努め、校区ごとの状況に応じて、受け皿の拡大等による調整を検討します。

◆放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）について

国では、これまで「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童健全育成事業において放課後児童クラブの受け皿確保や放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的な実施、学校施設の活用等について推進を図ってきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末をもって終了しましたが、引き続き「こども計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることが求められています。

本市では、放課後子ども教室は八幡校区、桜山校区、有明校区で実施しており、有明校区のみで放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行っている状況です。

今後さらに、放課後児童クラブの十分な受け皿確保や校区の状況に応じた学校施設の利活用、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

こどもを養育している家庭で、保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ、仕事等によりこどもの養育が困難になる場合に、そのこどもを一時的に預かる事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	56	55	53	51	49
確保方策	56	55	53	51	49
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、本市及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院で実施しています。

利用希望者のニーズに合わせた適切な預け先を提供できるよう新規の受け入れ先の拡充を検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

市内の保育園に委託して、地域での子育てを支援するための地域子育て支援センターにおいて専門の講師と保育士によるリズムあそびや親子体操等を実施する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,430	5,378	5,455	5,339	5,209
確保方策	5,430	5,378	5,455	5,339	5,209
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、市内3か所の保育所（園）に委託して実施しています。今後も現在の3か所において継続して実施していきます。また、令和8年度より保健・福祉・子育て支援施設において1か所開設し、支援の充実を図ります。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	1,056	1,011	927	897	882
	2号認定	22,328	21,369	19,686	18,883	18,701
	計	23,384	22,380	20,613	19,780	19,583
確保方策		23,384	22,380	20,613	19,780	19,583
確保方策—量の見込み（計）		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

1号認定は、市内の認定こども園1園、市外の認定こども園・幼稚園4園に委託して実施しており、他の園においては、自主事業として実施しています。

2号認定は、市内の認定こども園8園で実施をしています。

現在の体制で対応できる見込みですが、職員の配置等を適切に行い、受け入れ体制の確保を図ります。

（６）一時預かり事業（一般型）

保護者の病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		139	135	130	126	124
確保 方策	一時預かり事業	135	131	126	122	120
	トワイライトステイ事業	4	4	4	4	4
	計	139	135	130	126	124
確保方策（計）—量の見込み		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

一時預かり事業は、荒尾市清里保育園において、1日に3人を受け入れ上限として実施しています。現在の体制で対応できる見込みですが、今後は、1日の預かり時間の延長等を検討し、利用者のニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、本市及び熊本市、大牟田市の児童養護施設・乳児院にて実施しています。宿泊が伴わない夜間の利用希望は少ないため、利用ニーズは限定されていますが、緊急的な利用も考えられるため、現在の体制を維持し、継続して実施していきます。

（７）病児・病後児保育

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,945	1,897	1,824	1,751	1,689
確保方策		1,945	1,897	1,824	1,751	1,689
確保方策—量の見込み		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、市内医療機関1か所において実施しています。今後は利用者のニーズに応じて、利用定員の調整や施設の新設について検討し、受け入れ体制の確保を図ります。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

子育てを応援したい人（協力会員）と子育てを応援してほしい人（利用会員）が、それぞれセンターに会員として登録し、こどもの預かりなどの子育て支援を行う事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就学前	245	239	230	223	219
	小学生	415	405	389	371	352
	計	660	644	619	594	571
確保方策		660	644	619	594	571
確保方策—量の見込み（計）		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、社会福祉法人に委託し、桜山保育園内に荒尾市ファミリー・サポート・センター「さくらんぼ」を開設し、援助活動の調整や講習等を実施しています。

今後も委託先の社会福祉法人と連携して、会員数増加に向けた取組を進め、受け入れ体制の確保を図ります。

(9) 利用者支援事業

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業です。

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
確保方策（計）—量の見込み		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、子育て支援課に利用者支援専門員を2名配置して実施している特定型1か所とこども家庭センターにおいて実施しているこども家庭センター型1か所の計2か所で実施しています。

今後も現在の体制を維持しながら、専門職員の資質の向上や関係機関との連携強化等を行い、受け入れ体制の確保を図ります。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	278	272	266	259	253
確保方策	278	272	266	259	253
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、こども家庭センターにて母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を交付しており、委託している熊本県及び福岡県医師会加盟の医療機関にて受診が可能です。

また、委託先の医療機関以外で受診した場合は、両医師会の契約の範囲内で費用助成を行います。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等を把握し、子育て支援に関する助言や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切な支援につなげることを目的とし、戸別訪問を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	281	275	269	263	256
確保方策	281	275	269	263	256
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本市では、新生児訪問指導と組み合わせて、乳児家庭訪問員の他、保健師、助産師等による訪問を行っています。

今後も現在の体制による実施を継続します。

(12) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	221	216	207	199	192
確保方策	221	216	207	199	192
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や、関係機関からの情報提供等に基づき、様々な養育支援が必要となっている家庭に対して、担当職員及び家庭児童相談員等が継続的に訪問を行っています。

今後も現在の体制による実施を継続します。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず、時間単位で柔軟に児童の保育サービスを利用できる事業です。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	12	12	11	11	11
	1歳	3	4	4	4	4
	2歳	2	2	2	2	2
	計	17	18	17	17	17
確保方策		17	18	17	17	17
確保方策—量の見込み（計）		0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

本事業は、令和7年度からの実施を予定しているため、量の見込みの設定にあたっては、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を基に0歳6か月から2歳児の未就園児の全数が本事業を活用すると想定し、設定しています。

受入園については、保育ニーズや社会情勢の動向を踏まえ、地域の実情に合わせて実施するよう整備を行います。併せて確保方策に対応できるよう保育士の確保に努めます。

事業開始後、事業活用状況を見定め、必要に応じて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

(14) 子育て世帯訪問事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86	84	82	80	77
確保方策	86	84	82	80	77
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

委託先事業者の訪問支援員と連携し、関係機関からの情報提供等に基づき、実施しています。
今後も現在の体制による実施を継続します。

(15) 産後ケア事業

産婦の身体的回復と心理的な安定を促進し、健やかな育児ができるよう、保健指導や授乳指導等を行う事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ(宿泊)型	量の見込み	15	14	14	14	13
	確保方策	15	14	14	14	13
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
デイサービス(日帰り)型	量の見込み	8	8	7	7	7
	確保方策	8	8	7	7	7
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
アウトリーチ(訪問)型	量の見込み	53	52	51	50	48
	確保方策	53	52	51	50	48
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

ショートステイ(宿泊)型とデイサービス(日帰り)型は、市内及び大牟田市の医療機関に委託し、利用申請に基づき、受け入れを行っています。アウトリーチ(訪問)型は、こども家庭センターに助産師を配置し、利用申請に基づき、訪問を行っています。

今後も現在の体制による実施を継続します。

(16) 妊婦等包括支援事業

妊娠期から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行う事業です。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	834	816	798	777	759
確保方策	834	816	798	777	759
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

◆確保方策の内容

こども家庭センターの保健師や助産師等が妊娠届出時の面談や妊娠後期のアンケート調査、出生後の面談等を行います。

今後も現在の体制による実施を継続します。

第⑥章 計画実現のために

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本計画の基本理念である「こども すこやか ニコニコ あらお」の実現に向け、こどもや若者とその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、内部での連携のみならず、各関係機関と連携を強化し、総合的かつ計画的に施策を充実していくこととします。

（１）行政の推進体制

本計画に関する施策は、保健、福祉、教育、まちづくり等、多岐にわたることから、子育て支援課が中心となって関係部局との連絡調整を緊密に行い、連携して施策を推進していきます。

さらに、荒尾市健康増進計画や荒尾市教育振興計画等、他の計画との調和を図り、熊本県等の関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組みます。

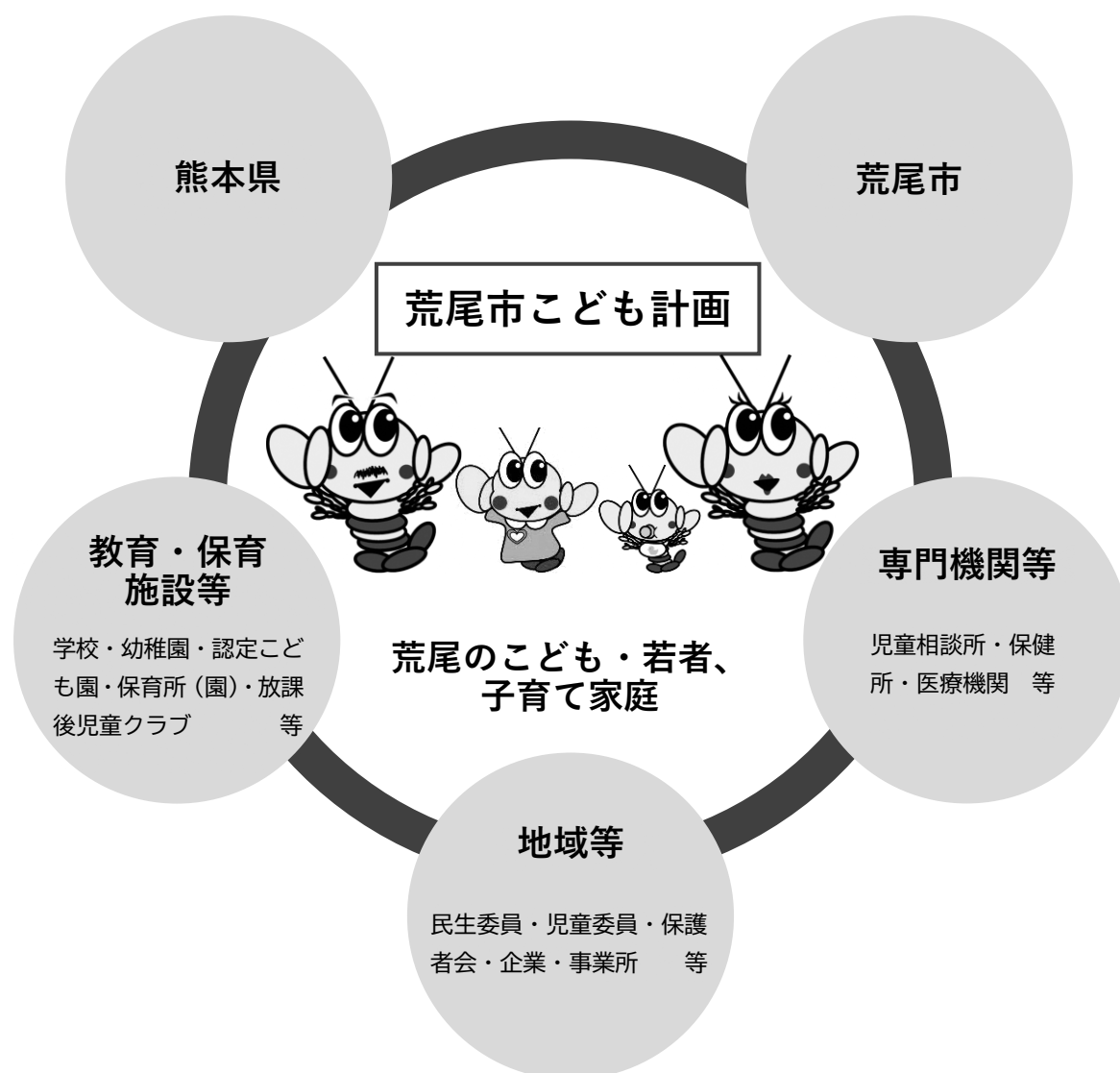
その他、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣の市町と連携した事業の実施を行う等、広域的取組を推進します。

（２）関係機関相互による推進体制

本計画の推進については、行政のみならず、教育・保育に関する事業関係者や地域等の協力が必要不可欠です。

地域の中では、民生委員・児童委員協議会、保護者会、子育て支援団体等の多様な主体がこどもや若者、子育て家庭を支援する取組を行っています。また、企業や事業所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が進められているところであり、これらの取組主体が必要に応じて相互に連携・協力を図りながら、こどもや若者、子育て家庭を支援する取組を推進できるよう、子ども・子育て会議における意見等を踏まえながら検討を進めていきます。

◆関係機関との連携イメージ図



2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルに基づき計画的かつ円滑に推進していくことが重要です。

本計画の進捗状況については、「荒尾市子ども・子育て会議」において報告し、実施内容の点検・評価を行うこととしますが、この「荒尾市子ども・子育て会議」は、子ども・子育てに関する学識経験者や関係機関の代表者だけでなく、地域の民生委員・児童委員や教育・保育施設を利用する保護者の代表、市内在住の大学生や高校生等で組織されており、本市のこども・若者や子育て家庭への支援に関する取組に対して様々な視点から点検・評価が実施されます。また、その取組を市のホームページ等を通じて公表することで、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取組や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の動向を総合的に勘案したうえで、必要に応じて計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。

